

建設常任委員会会議録			
日 時	平成24年12月21日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時02分
場 所	第3委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、新谷副委員長、安斎・松田・山口・山田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、安齋委員、松田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「（仮称）小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」

「（仮称）小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」

「（仮称）小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」

○（建設）建設事業課長

最初に、報告 1（仮称）小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について報告いたします。

資料に基づいて説明いたします。

1 の背景ですが、今回の条例制定は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立によりまして、道路法の一部が改正され、これまで国が定めていた道路の技術的基準及び道路標識の寸法について、地方公共団体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることとなったため行うものであります。

2 の制定の概要ですが、政令・府令・省令で定められた基準に基づき、積雪寒冷地であり坂道が多く観光地である等の地域事情を踏まえ、小樽市の道路の構造に関する基準等を適切に運用することを検討した結果、国の示す基準に準拠することが妥当なものと、寒冷地であることを踏まえ、観光地など地域事情を考慮した北海道の条例（案）の内容を踏まえたものにする事としました。

道路の構造の技術基準につきましては、路肩、停車帯、歩道につきましては、国の基準どおりとし、北海道の条例のただし書きを追加し、堆雪幅につきましては規定がなかったため、堆雪スペースを設けることを追加し、これらの項目以外は国の基準どおりとしました。

次に、道路標識に関する基準につきましても、国の基準どおりとしました。

3 の今後のスケジュールですが、現在、（仮称）小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例について、広く市民の意見を徴するため、本年12月10日から来年1月9日までの間、パブリックコメントを実施しているところです。パブリックコメント終了後、その結果等を踏まえ、条例案を平成25年第1回定例会に提出し、施行は平成25年4月1日を予定しております。

次に、報告 2（仮称）小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について報告します。

資料に基づいて説明します。

1 の背景につきましては、報告 1 と同様の趣旨であります。

2 の制定の概要ですが、省令で定められた基準に基づき、小樽市の道路構造に関する基準を適切に運用することを検討した結果、高齢者、障害者等の移動に関し、安全で円滑に利用できる道路環境を確保するためには、国の示す基準などに準拠することが妥当なものと、国の示す基準より充実した内容となっている北海道福祉のまちづくり条例との整合を図った結果、北海道の条例（案）の内容を踏まえたものにする事としました。

道路の構造に関する基準につきましては、歩道等の舗装及び立体横断施設における傾斜路、通路、階段につきましては、国の基準どおりとし、北海道条例（案）のただし書きを追加することとし、これ以外につきましては、国の基準どおりとすることとしました。

3 のスケジュールにつきましては、報告 1 と同様の予定となっています。

次に、報告 3 (仮称)小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について報告いたします。
資料に基づき説明します。

1 の背景につきましては、報告 1 と同様の趣旨であります。

2 の制定の概要ですが、政令で定められた基準に基づき、小樽市の準用河川の構造に関する基準を適切に運用することを検討した結果、洪水等の災害の発生防止、適切な河川の利用及び河川環境が保全されるよう管理するためには、国の示す基準に準拠することが妥当なこととしました。ただし、政令で定められている内容のうち、本市の準用河川では想定されていない施設であるダムなどは条例から除くこととしました。

3 の今後のスケジュールにつきましては、報告 1 同様の予定となっております。

○委員長

「小樽市都市公園条例の改正について」

「(仮称)小樽市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」

○（建設）公園緑地課長

報告 4、5 について報告いたします。

初めに、小樽市都市公園条例の改正について報告いたします。

資料に基づいて御説明いたします。

1 の背景につきましては、報告 1 と同様の趣旨であります。

2 の改正の概要ですが、（１）の都市公園の設置基準のうち①住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の基準は、豊かな都市環境を確保していく上での目標値であります。これまで本市では、国の基準及び小樽市緑の基本計画に基づいて、都市公園の整備を行ってまいりましたが、現況値が既に国の基準に達している反面、緑の基本計画の目標値に達していないこと、今後求められる公園の長寿命化や質の面での向上なども踏まえ、敷地面積の標準値を小樽市緑の基本計画の目標値である都市計画区域内で 1 人当たり 12 平方メートル以上、市街化区域内で 1 人当たり 8 平方メートル以上に設定することが妥当であると考えました。

次に、②都市公園の配置及び規模の基準ですが、公園の機能を最大限に発揮させるために、国により、公園の種類ごとに配置及び規模が基準として定められております。これまで本市では、国の基準を基に策定した小樽市緑の基本計画に沿って公園の整備を進めてまいりましたが、本市の現状における都市公園の配置や規模は国の基準と整合性がとれており、今後も国の基準と同様とすることが妥当と考えました。

次に、（２）の公園施設の設置基準は、都市公園敷地面積に対するトイレや運動施設などの建築面積の割合、いわゆる建ぺい率ですが、本市の現況は国の基準以下におさまっており、今後想定される高齢化社会に向けた屋根付休憩所や障害者対応型トイレなどの設置にも対応可能なことから、国の基準と同様とすることが妥当と考えました。

3 の今後のスケジュールにつきましては、報告 1 と同様の日程となっております。

次に、(仮称)小樽市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について報告いたします。

資料に基づいて説明いたします。

1 の背景につきましては、報告 1 と同様の趣旨であります。

2 の制定の概要であります。基本的な考え方として、今後、特定公園施設のバリアフリー化を行う場合の整備基準について、国の基準及び北海道福祉のまちづくり条例の基準を参酌した結果、より充実した内容である北海道福祉のまちづくり条例に準拠することを基本とし、同条例にないものについては、国の基準によるものとしたしました。

条例案の基準の例として、資料の表にございますが、一例として一番上の園路及び広場の出入り口について、国の基準は幅120センチメートル以上としておりますが、小樽市の基準の案では、北海道の条例に準拠し、幅を180センチメートル以上としております。一方、一番下の段、掲示板及び標識については、北海道の条例も国の基準と同様のため、小樽市においても国の基準と同様といたしました。

3の今後のスケジュールにつきましては、報告1と同様の日程となっております。

○委員長

「平成24年度小樽市住宅リフォーム助成事業について」

○（建設）建築住宅課長

平成24年度小樽市住宅リフォーム助成事業について、お手元の資料に基づきまして報告いたします。

資料の1枚目をごらんください。

1の補助金交付申請状況についての①補助申請件数についてであります。5月10日に行った抽選で、当選者100件、補欠者30件を決定し、8月10日まで当選者の補助申請の受付を行いました。受付終了時点での申請件数が83件、取りやめ件数が17件でした。この結果を踏まえ、補欠者30件全員を繰上当選とし、11月9日まで繰上当選者の補助申請の受付を行いました。受付終了時点での申請件数が14件、取りやめ件数が16件でした。これらを合計しますと、決定数130件に対して、申請件数が97件、取りやめ件数が33件という結果となっております。

次に、②の取りやめの理由についてであります。33件の取りやめの中で理由が明らかになっている主なものとして、補助申請前に工事着手又は工事完了したためが13件、申請者の要件を満たしていなかったためが5件、当初の見込みよりリフォーム費用が多額になったためが2件、申請者が死亡又は入院したためが2件となっており、補助申請前に工事着手又は工事完了したためが取りやめ件数の約40パーセントを占めており、一番多い理由となっております。

次に、③の補助申請金額等についてであります。今回、補助申請をした方々のリフォーム工事費の総額は2億3,012万2,000円となっております。1件当たりの平均金額にしますと237万2,000円になります。

また、補助申請金額の総額は1,617万8,000円となっております。1件当たりの平均金額にしますと16万7,000円になります。今年度の予算額が2,000万円ですので、380万円ほどの残額が発生することになります。

なお、まだ完了していないリフォームもあり、金額が変動する場合がありますので、すべてのリフォームが完了した時点で補助金の総額が確定することになります。

次に、④の省エネ改修工事件数についてであります。これはリフォームの全体工事費のうち、窓の断熱改修、壁・天井などの断熱改修、省エネ設備機器の設置に要する費用が30万円以上であり、かつ補助金の上限額が10万円上乗せになった件数ですが、申請件数97件のうち17件となっております。

次に、⑤の工事請負業者数についてであります。現時点で資格登録業者は96社ありますが、そのうち当該事業におけるリフォームを請け負った業者は53社となっております。中には、1社で数件のリフォームを請け負った業者もあります。

次に、アンケート調査について説明をいたします。2ページ目の別紙1をごらんください。

このアンケートは、今年度の補助申請者全員を対象に郵便で用紙を送付し、無記名にて回答いただきました。配付枚数97枚、回収枚数79枚、回収率が81パーセントとなっております。

アンケートの集計結果について説明いたします。

1番では、補助申請者の年代をお聞きしており、年代別の割合は記載のとおりですが、60代が一番多く46.8パーセントとなっております。70代以上の30.4パーセントを加えますと、60代以上の方が8割近くを占めるという結果となっております。

2番では、リフォームを行った住宅の築年数をお聞きしており、築年別の割合は記載のとおりですが、築30年か

ら40年が一番多く34.2パーセントとなっております。

次のページをごらんください。

3 番では、補助制度を何で知ったかお聞きしており、複数回答を可能としております。結果は、①の「広報おたるを見て」と⑤の「建築業者から聞いた」がそれぞれ約50パーセントとなっております。

4 番では、リフォームすることになった動機についてお聞きしており、「補助制度がなくてもリフォームする予定だった」が43パーセント、「リフォームを検討していたが補助制度を知って時期を早めた」が51.9パーセント、「リフォームは考えていなかったが補助制度を知ってリフォームをした」が3.8パーセントとなっております。

次のページをごらんください。

5 番では、リフォームをした理由についてお聞きしており、複数回答を可能としております。①の「住宅や設備等が老朽したため」が圧倒的に多く、73.4パーセントとなっております、その次が⑤の「断熱性の向上や設備機器などの省エネルギー化を図りたかった」が36.7パーセントという結果となっております。

6 番では、リフォーム工事費の総額をお聞きしており、金額別の割合は記載のとおりですが、200万円未満の方が約55パーセントと半数以上を占めています。

次のページをごらんください。

7 番では、この補助制度を利用することでリフォーム工事費を増やしたかどうかについてお聞きしており、27件、34.2パーセントの方が工事費を増やしたと回答しております。

8 番では、工事費を増やした方に、どの程度の金額を増やしたかをお聞きしており、10万円から30万円までの方が7件で一番多く、100万円以上増額した方も5件おりました。

9 番では、リフォーム工事をお願いした施工業者についてお聞きしており、複数回答を可能としております。結果は、8割の方が「もともと知っていた市内業者をお願いした」と答えています。

次のページをごらんください。

10番では、国が行っている住宅エコポイント制度を活用したかどうかについてお聞きしており、10件12.7パーセントの方が活用したと答えております。

11番では、補助制度に対する御意見、御要望を自由に記入していただきました。集約しますと記載のとおりとなっており、おおむね好評であったと思われます。

次ページの別紙2をごらんください。

このアンケートは、補助制度を活用したリフォームを施工した業者全員を対象に、先ほどと同じく郵便で用紙を郵送し、無記名で回答いただきました。配付枚数は53枚、回収枚数は37枚、回収率が70パーセントとなっております。

アンケートの集計結果について説明いたします。

1 番では、施工業者の事業の形態についてお聞きしており、法人事業が81.1パーセント、個人事業が18.9パーセントという結果になっており、法人事業が圧倒的に多くなっております。

2 番では、業種についてお聞きしており、業種別の割合につきましては、①の建築工事業が86.5パーセントと圧倒的に多くなっておりまして、以下は記載のとおりです。

次のページをごらんください。

3 番では、3月30日に開催した説明会に参加したかどうかについてお聞きしており、56.8パーセントの21社が参加しています。

4 番では、3番で説明会に参加したと答えた方に、説明会の開催を何で知ったかをお聞きしており、複数回答を可能としております。①の「所属する団体からの案内で知った」が16社、76.2パーセント、②の「小樽市のホームページを見て知った」が8社、38.1パーセント、以下は記載のとおりとなっております。

次のページをごらんください。

5 番では、3 番で説明会に参加しなかったと答えた方に、補助制度を何で知ったかをお聞きしており、複数回答を可能としております。④の「知り合いの業者から聞いた」が 8 社で 50 パーセント、⑤の「お客さんから聞いた」、⑥の「新聞などを見て」がそれぞれ 6 件、37.5 パーセントとなっております。

6 番では、リフォームの施工件数が昨年同時期と比較してどうなっているかについてお聞きしており、増えているが 20 社で 54.1 パーセント、変わっていないが 12 社で 32.4 パーセント、減っているが 5 社で 13.5 パーセントとなっております。

7 番では、リフォームの請負金額の総額が昨年同時期と比較してどうなっているかについてお聞きしており、6 番と同じような結果となっております。

次のページをごらんください。

8 番では、補助制度に対する御意見、御要望を自由に記入していただきました。意見を集約しますと記載のとおりとなっており、制度に期待する意見のほかに、着工できる時期が遅すぎるなど問題点も幾つか指摘されております。

アンケートの集計結果につきましては、以上であります。これらの結果を踏まえて、平成 25 年度事業実施に向け、事業スケジュール、補助対象者の決定方法などを検討していきたいと考えています。

○委員長

「幸地区地区計画の都市計画変更について」

○（建設）都市計画課長

幸地区の地区計画の都市計画変更について報告させていただきます。

幸地区地区計画につきましては、緑豊かで潤いのある良好な住宅市街地の形成を図る目的で、平成 4 年 12 月 8 日に地区計画の都市計画決定がされておりましたが、一部、土地利用が進まない区域において、第 3 回定例会の建設常任委員会で、建築物の緩和による都市計画変更案の概要を報告したところでございます。その後、10 月 12 日に都市計画審議会で協議を行い、10 月 18 日から 11 月 1 日の 2 週間、都市計画法に基づく案の縦覧を行って、11 月 9 日に都市計画審議会へ諮問し、変更案のとおり答申されました。そのため、今後、地区計画の内容の実現をより確実なものとするため、小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案が第 4 回定例会で議決された後に、都市計画変更の告示を行う予定となっております。

○委員長

「奥沢水源地保存活用検討委員会について」

○（水道）整備推進課長

11 月 7 日に、第 2 回目となる奥沢水源地保存活用検討委員会を開催しましたので、その内容を報告いたします。

第 2 回目の検討委員会では、奥沢水源地の現況特性、課題、基本方針案、ゾーン区分の決定について事務局から説明し、御意見をいただいております。

現況特性につきましては、奥沢水源地は水道施設として伝染病の予防、人口増への対応、防火用水の確保など、小樽市の発展に寄与してきたことや、周辺の落葉樹の群落が初夏の新緑、秋の紅葉など良好な景観が望めることなどを提示しております。

課題につきましては、第 1 回目の検討委員会での歴史的資産と自然景観をどのように保存・活用するかに加え、市民の憩いの場をどのように創出するのかを新たに提示しております。

基本方針案につきましては、課題を解決するための基本テーマとして、歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出を掲げ、3 点の基本方針案を提示しております。

1 点目は、歴史的資産を生かして、水道水をつくる仕組みを伝える場とすることです。

2 点目は、自然景観を生かして風景を楽しむ場とすることです。

3 点目は、水と親しむ市民の憩いの場とすることです。

ゾーン区分の決定につきましては、奥沢水源地の利用イメージや導入機能について意見をいただくための素案を提示しております。検討委員会では、奥沢水源地の全容が学べる資料館みたいなものがあるとよい、キャンプができればよい、水と触れ合う場としてほしい、森があるのでウォーキングの場となるなどの御意見をいただいております。

1 月下旬に開催予定の第 3 回検討委員会では、対象区域内の利用の方向性についてゾーニングを行い、建設常任委員会委員の皆様と勉強会で御意見をいただきながら、来年 3 月までに基本構想案をまとめていきたいと考えております。

その後、パブリックコメントを実施し、基本構想としてまとめてまいりたいと考えております。

○委員長

「水道料金等徴収業務委託の更新について」

○（水道）料金課長

水道料金等徴収業務委託の更新概要につきましては、第 3 回定例会の建設常任委員会において報告させていただきましたが、その後の経過について報告します。

10 月 4 日木曜日に市のホームページ等において報告を行い、参加事業者の募集をしたところ、参加申込書の提出期限である 10 月 24 日水曜日までに、株式会社ジェネッツと協和総合管理株式会社の共同企業体である小樽水道サービス共同企業体から申込みがありました。その翌日に資格審査委員会を開催し、参加資格要件を満たしていることを確認した上で、同審査委員会において、11 月 22 日木曜日に提出を受けた業務提案書等に基づき、12 月 3 日月曜日にプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最終的に同共同事業体を受託事業者として選定しております。

なお、審査は、会社の内容、業務の履行の方法、業務体制などの 12 項目と価格点、計 13 項目で行い、満点を 150 点とし、7 名の委員の平均点で 114.9 点という結果でした。

次に、今後のスケジュールであります。第 4 回定例会に提出しております債務負担行為の補正予算の議決後、同共同企業体と契約金額等詳細について打合せを行い、1 月中旬に業務委託契約の締結をする予定であります。業務委託締結後、翌年 3 月 31 日までを、日曜日になりますが、業務の引継ぎ期間などの準備期間とし、4 月 1 日月曜日から業務を開始する予定となっております。

○委員長

「水資源保全地域指定の提案について」

○（水道）浄水センター所長

平成 24 年 11 月 8 日付けで、水資源保全地域指定の提案を北海道に行いましたので、報告いたします。

本年 4 月 1 日から、北海道水資源の保全に関する条例が施行されました。この条例は、近年、道内において、水源周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められたことなどを背景として、水資源の保全に対する道民の関心が高まるとともに、水源の周辺における適正な土地利用の確保が求められ、このため北海道、市町村、事業者、そしてすべての道民が水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいく必要があることから、水資源の保全に向けた基本理念や施策等を定めるものとして制定されたものであります。

具体的には、生活、農業、工業等の目的に用いられる公共用の水源の取水地点及びその周辺の区域を、市町村からの提案に基づき、北海道が水資源保全地域に指定するものであります。

この水資源保全地域に指定されますと、当該指定区域内の土地を有する所有者は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、契約締結の 3 か月前までに当事者の氏名や住所、利用目的などを北海道に届け出なければなら

なく、一方、届出を受けた北海道は、市町村の意見を聞いた上で、届出者に助言を行うことができるものであります。

本市は、現在、運転を行っている豊倉浄水場、銭函浄水場及び天神浄水場の 3 浄水場にかかわる水源について、保全が必要であると考えことから、各水源の取水地点及びその周辺地域が水源保全地域に指定されるよう、11 月 8 日付けで北海道に提案を行ったものであります。

それでは、提案区域の場所について、配付いたしました資料、小樽市水資源保全地域位置図に基づき、説明いたします。

初めに、図面の中ほど、緑色で小樽市－1 と書かれている部分をごらんください。

ここは、豊倉浄水場がある朝里川水源で、この区域は住所で言うと朝里川温泉 1 丁目と 2 丁目になります。青線で囲まれた区域と赤線で囲まれた区域がありますが、青線で囲まれた区域が集水区域で、雨や雪がその河川、ここで行いますと朝里川に流れ込む範囲を表しております。本来ですと、ここを提案区域とすべきであります。提案区域は国有地を除くこととなっておりますので、この区域の国有地は約 4 割の 42.4 パーセントを占めており、これを除いた赤線で囲まれたピンク色の区域を提案区域とするために、提案区域は集水区域に比べ小さく、提案区域の面積は約 22.4 平方キロメートルとなっております。

なお、赤線が青線より外になっているところがありますが、これは土地の形状に沿って区域を設定しているために広がったものであります。

次に、右側の小樽市－2 の区域ですが、ここは銭函浄水場がある銭函川水源で、銭函浄水場は桂岡町にありますので、この区域は住所で言うと桂岡町と見晴町になります。青線で囲まれた集水区域と赤線で囲まれた提案区域ですが、この区域は国有地が少ないため、ほとんど一致しております。提案区域の面積は約 10.4 平方キロメートルとなっております。指定区域のほうが若干広いのは、先ほど申し上げたとおり、土地の形状によるものであります。

最後は、左側の小樽市－3 の区域ですが、ここは天神浄水場がある余市川水源で、実はこの区域は全部、行政区域で言いますと赤井川村になります。指定区域は行政区域が違って指定することができますので、赤井川村の同意を得て、提案をしたものであります。青線の集水区域は国有地が 7 割以上と 76.8 パーセントを占めておりますので、赤線で囲まれた提案区域は集水区域に比べ小さく、提案区域の面積は約 6.6 平方キロメートルとなっております。

なお、それぞれの提案区域の名称は、小樽市－1 については小樽市朝里地区水資源保全地域、小樽市－2 については小樽市銭函地区水資源保全地域、小樽市－3 については小樽市・赤井川村常盤地区水資源保全地域で提案しております。

今後の北海道の指定に向けてのスケジュールでございますが、来年 2 月に指定区域及び地域別指針の素案を提示し、縦覧に供した後、3 月に指定区域及び地域別指定の告示をし、指定する予定であると伺っております。

この指定を受け、平成 25 年 4 月 1 日から、この区域における土地の取引行為の事前届出制が実施されることになります。

○委員長

「（仮称）小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について」

「小樽市下水道条例の改正について」

○（水道）総務課長

最初に、報告 11 の（仮称）小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について報告いたします。

資料をごらんください。

初めに、1 の条例制定の必要性・目的ですが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため

の関係法律の整備に関する法律」いわゆる地域主権一括法の制定により、地方公営企業法及び同法施行令が改正されたことに伴い、利益及び資本剰余金の処分についての規定の大部分が廃止又は改正され、それらの処分については各地方自治体が条例で定めるか、又は議会の議決により行うこととされました。

本市といたしましては、水道事業及び下水道事業が、公営企業として将来にわたって安定した事業経営を維持するために、利益及び資本剰余金の処分については、事業年度ごとに取扱いが大きく異なることのないように、またその取扱いが市民の皆さんにとっても明確なものとなるよう、議会の議決ではなく、条例を定めて行うこととし、その内容は統一した基本的なルールを記載することとしたものであります。

なお、この考え方は、市の他の企業会計であります、病院事業会計及び産業廃棄物等処分事業会計におきましても同様としております。

次に、2 の条例制定の主な内容ですが、資料の中ほどをごらんいただきますと、区分としてまず項目があり、その右が改正前の法令の規定内容となっております。その右に小樽市条例（案）のがありますが、これが今後制定することを前提に、現在、パブリックコメントを行っている内容であり、その右の小樽市条例（案）の考え方がそのように制定しようとする基本的な考え方となっております。

項目は3点あり、表を縦に見ていただきますと、1点目は毎事業年度生じた利益の処分、2点目は減債積立金及び建設改良積立金を使用した場合の自己資本金への組入れ、裏面に移りますが、3点目は資本剰余金の処分についてであります。

今回の法令改正により、事業の経営状況や経営方針が大きく変わるものではないため、改正前の法令の考え方を踏襲する内容を基本としております。ただし、1点目の項目、毎事業年度生じた利益の処分の②において、20分の1以上を積み立てた後の残額の処理について、改正前法令では、「利益積立金、建設改良等特定目的のための積立金として積み立てできる」としており、利益積立金、建設改良積立金以外にも特定目的の積立金を積み立ててことができますが、小樽市条例（案）では、「利益積立金又は建設改良積立金に積み立てます」と、この2種類に限定しているところが異なっております。

最後に3の今後のスケジュールですが、現在、この条例原案に広く市民の意見を徴するため、本年12月10日から来年1月9日までの間、パブリックコメントを実施しているところです。パブリックコメント終了後、その結果等を踏まえ、条例案を来年第1回定例会に提出し、施行は議決後、一部の条例を除いて公布の日からと考えております。

続きまして、報告12の小樽市下水道条例の改正について報告いたします。

資料をごらんください。

初めに、1の条例改正の必要性・目的ですが、先ほど説明しましたいわゆる地域主権一括法の制定により、下水道法が改正されたことに伴い、これまで政令で規定されておりました公共下水道の構造の技術上の基準等を、国が示す基準を参酌し、各地方自治体が条例で定めることとなりました。

このため、現在の下水道施設の維持管理の基準を見直すに当たりまして、下水道法や関係法令との整合性を図り、小樽市の公共下水道の構造の技術上の基準等を定めることで、適正な維持管理を行っていくために、小樽市下水道条例の一部を改正するものであります。

次に、2の条例改正の主な内容ですが、表をごらんください。

まず、公共下水道の構造の技術上の基準（参酌すべき基準）の欄に、項目と国の基準があり、その右に小樽市条例（案）の内容、さらにその右の基準設定に当たっての考え方となっております。

項目は5点あり、表を縦に見ていただきますと、1点目が排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、2点目が排水施設の構造の技術上の基準、3点目が処理施設の構造の技術上の基準、裏面になりますが、4点目が適用除外、5点目が終末処理場の維持・管理となっております。

これらについては、公共下水道構造の技術上の基準等において、小樽市独自の特質性はないため、今後も現在の国の基準と同様にすることが適切であると判断し、同様の基準を設けることとするものであります。

最後の 3 の今後のスケジュールにつきましては、さきの報告11と同様の日程であります、施行は平成25年 4 月 1 日を予定しております。

○委員長

今定例会において付託された各案件について説明願います。

「議案第14号について」

○（建設）建築指導課長

議案第14号小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、小樽都市計画幸地区地区計画の変更に伴い、新たに設定する低層一般住宅B地区及び低層一般住宅C地区について、その地区内における建築物の用途等に係る制限を定めるほか、所要の改正を行うものであり、主な改正は3点でございます。

1 点目は、低層一般住宅の名称を低層一般住宅A地区に変更しております。

2 点目は、低層集合住宅地区の一部を低層一般住宅B地区に変更し、敷地面積の最低限度を200平方メートルとし、建築できる建築物を低層集合住宅地区では共同住宅又は寄宿舍、診療所としておりましたが、これに専用住宅、兼用住宅、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するものを追加することとしております。

また、壁面の位置の制限につきましては、専用住宅、兼用住宅及び共同住宅で2戸以下のものは1メートルとし、それ以外の診療所や老人ホームなどについては3メートルとしております。

3 点目は、便利施設を低層一般住宅C地区に、敷地面積の最低限度を500平方メートルから200平方メートルに変更し、用途制限につきましては、これまで1階部分を主に食料品、日用品又はこれらに類するものを販売する店舗の用途に供する建築物及びこれに附属する建築物以外は建築できないとしておりましたが、これを建築できる建築物として専用住宅、兼用住宅、共同住宅又は寄宿舍、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの、診療所、病院、店舗又は飲食店、その他これらに類するもののうち政令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものに変更しております。

また、壁面の位置の制限につきましては、低層一般住宅B地区と同じ基準としております。

また、条例の施行日についてであります、平成25年1月1日に施行したいと考えています。

○委員長

「議案第16号について」

○（建設）小林主幹

議案第16号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明させていただきます。

今回の改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅などの整備基準を追加し、入居者の収入基準を改正するとともに、オタモイE住宅を用途廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

改正の概要であります、市営住宅などの整備基準につきましては、法改正前に省令に定められた公営住宅等整備基準を適用してきましたが、今回、国からは法改正前の整備基準とほぼ同様な参酌基準が示されております。これまで国が示した基準により良好な居住環境を確保しており、今後も同様の居住環境を確保することができることから、今回の条例改正に盛り込んだ整備基準は、この参酌基準に準拠し、新たに1点目として総則的な基準、2点目として位置の選定や敷地の安全等の基準、3点目として住宅などの基準、4点目として児童遊園や集会所などの共同施設の基準などを追加しております。

なお、住戸の性能基準などにつきましては、参酌基準とは別に国から示されている技術的助言や、高齢者などへの配慮に関して北海道から示されている北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針を参考にして、規則で定めることとしております。

次に、市営住宅における入居者の収入基準についてであります。一般の入居資格を有する本来階層については、国から示された参酌基準額が、法改正前の基準額15万8,000円と同額でありましたので、本市においてはこれまでどおり15万8,000円としております。

また、高齢者世帯など特に居住の安定を図る必要のある裁量世帯については、国から示される上限額は25万9,000円であり、法改正前の基準額21万4,000円より高くなっていますが、基準額を改正前から引き上げることは応募倍率のさらなる上昇を招くことから、裁量世帯における基準額をこれまでどおり21万4,000円としております。

次に、オタモイE住宅を用途廃止するため、市が設置する市営住宅を定める別表第1において、オタモイE住宅94戸の項を削除し、公営住宅の戸数3,380戸を3,286戸に、戸数総計3,590戸を3,496戸に改めるものです。

なお、施行は平成25年4月1日を予定しておりますが、別表第1の改正規定は公布の日を予定しております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎（仮称）小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

最初に、（仮称）小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定なのですが、停車帯について書かれています。北海道の条例の内容を踏まえてということですが、それでも、「観光のための停車の需要がある場合、都市部以外（第3種）の道路にも停車帯を設ける事ができることを追加」したとありますけれども、この観光のためと限定している理由と、それから小樽市で実際に考えられる、あるいは考えているところがあるのかどうかについて伺います。

○（建設）建設事業課長

条例の中の停車帯についてでございますけれども、観光のためにということでございますけれども、これにつきましては、都市部以外、都市から都市へ向かう道路等の中で観光景勝地、観光施設等がある場合、車道以外にも停車帯を設けられるという内容になっておりました。それ以外の停車帯を設ける基準については、ただとめるだけの停車帯については基準はないものですから、あくまでも観光のため、景勝地を見る、観光バスがとまれる、そういうような内容になっております。

また、小樽市での今後の予定など、考えていることということでございますが、例えば赤岩から幸へ抜ける道路、その部分が3種の道路です。そういう中で、景勝地等、今のところございませんけれども、今後、新たにそれに需要が見込まれるような道路なり、整備を行う場合について、今後ないとも限りません。この部分で、北海道の基準を参考にいたしました。

○新谷委員

観光景勝地あるいは施設がある場合に設けられるというのは、これはいいのですが、この停車帯が必要な場合、ケースというのはこれだけではないような気がするのですが、観光のためだけに規定しているところが少しわからなかったものですから質問したのですが、ほかに必要だと考えられる場合はないのですか。

○（建設）建設事業課長

停車帯についての部分でお答えいたします。国道等であれば、仮眠施設で停車帯をつくっている部分がございま

す。ただ、小樽市においては、そういう長時間走って休むというような 3 種の道路はございませんので、今のところそういう考えはございません。

○新谷委員

◎（仮称）小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

それから、2 番目の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る基準なのですが、立体横断施設とはどういうものか、省令で定めている傾斜路の幅員だとか縦断勾配というのは、これは省令を見ていないものですから、この数字についてお示してください。

○（建設）建設事業課長

高齢者、障害者等の移動に關しての部分で、立体横断施設という部分でございますけれども、これにつきましては、道路を立体で横断する施設で、小樽市で言えばマリノロード、また横断歩道橋などがございます。

また、傾斜路の幅員については 2 メートル、縦断勾配については 5 パーセント以下、最大限でも 8 パーセント以下という内容になっております。

○新谷委員

公園は、国の基準よりも充実しているということで、これについてはいいと思うのですが、ただ一つ、傾斜路の縦断勾配が 8 パーセント以下とあるのですが、8 パーセントというのは実際どのぐらいの坂道なのか。これはバリアフリー化に関する構造基準なのですが、一つは車椅子で動く場合に、ちょっとこの辺がどの程度のものなのかというものがなかなかイメージが湧かなかったのですが、8 パーセントというのが例えばロードヒーティングの場合、これがこれ以上になるとロードヒーティングの基準だと思うのですが、それから考えると、ちょっとこの数字が大きいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

8 パーセントは大きいかどうかということですが、基本的には通路の部分は 5 パーセントでして、たまたま段差の違う平面をつなぐ部分で一時的に 8 パーセントということになるのですが、ですからずっと 8 パーセントが延々と続くという意味ではございません。それで、8 パーセントの根拠というか、ある研究例からいくと、自力で車椅子で上れる勾配の、それも標準的な方だと思うのですが、8.5 パーセントぐらいということも聞いたことがあるのですが、たぶんそういうようなことで国も決めているのかなと思うのです。いずれにしてもこの基準を国でつくって、それ以降、全国でこういった基準の下にやっておりますので、それは問題はないというふうに考えて 8 パーセントといたしました。

○新谷委員

実際に車椅子に乗せて動かすという場合には、若くて力のある人はいいかもしれませんが、そうでない人の場合もありますので、実際にこれからつくるときにおいては、その辺をよく考えていただきたいと思います。

◎小樽市住宅リフォーム助成事業について

それから、次に住宅リフォーム助成制度なのですが、決定数 130 件に対して取りやめが 33 件、とりわけ補欠者の取りやめ 16 件は大きく、その理由は補助申請前に工事着手又は完了したためというのが一番多いのですが、補欠者にはいつ繰上げ当選を通知したのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほどの当選者の補助申請の締切りが 8 月 10 日という説明をさせていただきましたが、8 月 10 日に当選者の締切りがありましたので、その後、繰上当選者の方、具体的には 8 月 14 日に繰上当選者に対して通知書を郵送、発送したということでございます。

○新谷委員

この工事をした大工の方ではないのですけれども、やはり暖かいときに室内のリフォームをしたいと、そういうことで、当選者の締切りが 8 月 10 日だったからやむを得ないのかなという気がするのですけれども、最初からこのやり方が、ちょっと件数も少なかったので、こういう結果になったのかなと思うのですけれども、通知をもっと早く出せるよう、もうちょっと早くに見通しできなかったのかなと思うのですが、いかがですか。

○（建設）建築住宅課長

確かに、今、委員のおっしゃるように、もうちょっと早く通知をすれば、もうちょっと取りやめ件数を少なくすることも可能だったというふうには思いますけれども、当初、年間のスケジュールを立てたときに、当選者の補助申請期間もある程度見込まなければ、申請にいろいろ図面等、見積り等に時間がかかるということもあると想定いたしましたして、8 月 10 日という締切りにしたということで、結果的には 30 名全員繰上当選になったのですが、先ほども委員からお話がありましたように、やはり当選者の動向を確認、見極める必要があったということで、確かに 8 月 10 日の補助締切りがよかったのかどうかというのは、これから反省しなければならない点なのですが、平成 24 年度の現状としてはそういうことでございました。

○新谷委員

それから、このリフォーム助成の事業の目的の一つに、冷え込んでいる市内建築業者の経済活性化というのがありました。登録 96 社に対して 53 社、1 社で数件の業者もあるということですが、ちょっと少ないような気がするのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

確かに申請として 97 件のリフォームが行われていまして、その請け負った業者が 53 社ということで、数的には少ないというのは確かかもしれませんが、ただ、この補助対象事業というのは、あくまでも抽選で決定をさせていたでいておりますので、これは結果論といいますか、その抽選の結果としか我々は言うことができないというふうに思っております。

○新谷委員

それから、今後のことにつながるのですけれども、リフォーム助成により工事費を増やした割合は 34 パーセントになっていますね。この分だけでも経済波及効果というのは一定程度あったと思いますし、全体のリフォーム工事費の経済効果は 14 倍です。この残りの 2,000 万円に対して 382 万円、これを不用額にしないで、来年度の予算に積み上げて、もっとこの助成件数を増やすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

来年度の予算への上積みというお話ですが、来年度の予算編成につきましては、これからの話になりますので、そういった点を含めて、今後、財政課とも協議していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

この点で再度お願いしますけれども、施工業者へのアンケートでも、リフォーム工事の請負金額は昨年よりも増えていると回答しているのが半分以上です。補助制度に対する意見・要望は今後も補助制度を継続してほしいが一番多いですし、「市の予算を増やしてほしい、全員に補助金を充ててほしい」というのが 3 番目に多いですね。ですから、これは利用者、業者、両方の声でもありますし、これから予算編成ということですが、ぜひ最初からもっと件数を増やす、そういう立場で予算要求していただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設部小紙次長

予算を増やしてほしいということでございますが、課長からも答弁いたしましたけれども、これから今年度終わった事業の中身も含めていろいろと検証し、次年度にまた反映していかなければならないという部分もありますので、来年度に向けて、今後、財政課とも、あるいは関係部とも何かの協議しながら、よりよい制度になるようにし

ていきたいというふうに思っております。

○新谷委員

それで、今年度予算は2,000万円でした。余ったからといって、来年度予算が2,000万円より下がることはないですよ。それはちょっと念を押しておきます。

○建設部小紙次長

困りました。2,000万円というのも、最初から2,000万円3か年という、そういうことでスタートしたというふうにはちょっと思っていない部分もありますので、事業は最低でも3年やりましょうということで、これは委員長が中心となってまとめていただいた内容でございまして、あと、その助成額につきましては、我々もせっかくつくった制度ですから、それなりの結果を出したいというふうに思っていますので、我々としてはこれを増やしていきたいというふうに思いますけれども、申しわけありません、2,000万円を担保しているものでありませんので、私の立場では2,000万円間違いなく最低でも確保するということは、ちょっとこの場では申し上げられないということで御理解をお願いします。

○新谷委員

最大限努力していただきますように期待をしております。

◎水道料金徴収業務委託について

それでは次に、水道についてなのですが、水道料金徴収業務委託についてですが、昨日の予算特別委員会では川畑議員が質問しましたが、いくつか、私からも質問したいと思います。

給水停止予告通知で給水停止が平成23年度は506件あったということでした。そのうち9割が常連者ということでしたけれども、残りの1割の人というのはどういう方なののでしょうか、本当に生活が困窮していないのかどうか、その辺についてお知らせください。

○（水道）料金課長

これも交渉記録を見ての答えになりますが、1割の方を見ますと、ほとんどが新しく使用者となった方でありまして、仕事とか、近くに払込場所がないとかということで、なかなか納付できなかったということですが、給水停止をした結果、その全額を納められたり、それ以降はきちんと払うようになりましたので、この1割の方については、何といいますか、うっかり型というか、そういう方だと思っております。

○新谷委員

私が聞いたところで、全員に聞いたわけでもありませんし、当人に聞いたわけでもないのですが、生活が大変で水道がとめられたら大変だと。それで、ほかの公共料金はとめないにしても、水道代だけは払うというふうに聞いているのです。つまり、その人の生活状況がどうであるか、お金があるのにお金の使い方が悪いという場合もあるかもしれませんけれども、しかしやはりちょっと心配なのは、最近、ずっと以前から、生活困窮でライフラインがとめられて凍死したとか、孤立死だとか、そういうことが心配されるわけです。

今、残りの1割の方はうっかり型で問題はないということだったのですが、あくまでも委託業者に徴収業務を委託して、その記録を見ての判断ですよ。ですから、私は、この最後の予告をする場合も、会ってお話をしているということなのでまだいいのですが、最後の給水停止のところのその前、つまり予告をするとき、それはやはり市は直接出向いてお話を聞くべきではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（水道）料金課長

もともと給水停止予告の時点というのは、督促状の期限後6か月間交渉期間といたしますが、その間、全く連絡のとれない者に対して、まず第一段階として予告通知書を送るという形になっております。予告通知書を送りまして20日間、期限を設けておりますが、その期限内に、昨日のお話ですと2,465件の方が納付相談なりに来られて、事情を聞いて給水停止を取りやめた形になっております。この506件につきましては、その段階においてもなお連絡の

とれない方々ですので、市が直接行ったにしても、基本的には連絡のとれないものと考えております。

○新谷委員

連絡がとれない。

○（水道）料金課長

はい。

○新谷委員

なので給水停止ということですか。

○（水道）料金課長

給水停止は、私どもとしては納付されるのが一番でございますが、基本的には本人と連絡をとるための手段として実際には使っていることですので、給水停止することが目的ではなくて、本人と会うことを目的に行っている業務でございますので、御理解いただきたいと思います。

○新谷委員

改めてお聞きしますけれども、2000年2月に栃木県宇都宮市で、生活困窮により2歳児が凍死するという事件が起きまして、その4月に当時の厚生省、水道整備課が、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行う事態を回避するため、関係部局との連絡・連携体制の強化を行うよう、事務連絡を都道府県の水道担当課長に出しておりますが、この内容は生きているのでしょうか。

○（水道）料金課長

生きております。

○新谷委員

先ほども言いましたけれども、今、孤独死、孤立死、そういう問題が社会問題となっておりまして、そうなったら本当に大変なことです。慎重にならなければなりません。小樽市では、孤立死防止のための庁内連絡会議というのがこれから始まるということですが、水道局としてはどのように対応していくのでしょうか。

○（水道）料金課長

私どもは今までもやっていることでございますが、検針時にメーターの異常があった場合、要するに使われていないとか動いていないといった場合、また納付相談とか、そういったときの訪問時、例えば新聞がたまっているとか、そういった状況があったときには、水道局に連絡をいただいて、水道局から福祉部関係のところに連絡するという体制をとっております。

○新谷委員

メーターが動いていないとか、それでメーターというのは冬場はわからないのですよね。そういうことがないということを本当に願うわけですが、万が一そういうことがあったら大変だということではあるわけですが、先ほどのお話では、連絡がとれない、それで連絡がとれなくて、その検針時、冬場は検針ができないと、そういう場合はどうなるのですか。

○（水道）料金課長

冬場に検針のできない世帯については、基本的に給水停止もできません。要するに、メーターのほうでとめますので、基本的には冬場はできない、困難だということになっております。

○新谷委員

わかりました。連絡がとれない、そういう方々に対しても、連絡がとれないのだからもう話ができないということではなくて、どういうふうにやったらいいのか、これはちょっと私もわからない部分がありますけれども、やはり小樽市民の命を守るという立場に立って、頑張ってやっていただきたいと思います。

◎除排雪について

それでは次に、除排雪について伺います。

このとおりの雪で、道路もべちゃべちゃになって大変な雪山になっております。この排雪について、予算特別委員会でも今年中にしてほしいという強い要望が出されまして、前向きな答弁だったと思います。とにかくもう車がすれ違えない、そういう状態で市民生活にも、それから経済活動にも支障を来しているわけですね。何とかしていただきたいと思うのですけれども、改めてお聞きします。今年中に排雪はしていただけるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪の時期についてでありますけれども、降雪量、積雪深ともに近年 5 か年の平均値を大きく上回っております。各所において道路幅員が狭く、道路わきの雪山も高くなっております。

今後につきましては、年末までに幹線道路などで道路幅員が極端に狭い箇所を中心に、局部的な排雪を行いたいと思っております。その後、年明けの道路状況を見ながら、本格的な排雪を早めに開始したいというふうに考えています。

○新谷委員

それでは、今年中に局部的にはやるということですね。わかりました。

それから、国道なのですけれども、今、本当に 1 車線になっていて、渋滞で車が進みません。意見を上げているかどうかわかりませんが、本市としてもこういう状態をやはり何とかできないのかということで、北海道開発局小樽開発建設部に意見は上げているのでしょうか。排雪の予定を聞いてから、お知らせいただきたいと思うのですけれども。

○（建設）雪対策課長

北海道開発局小樽開発建設部の除排雪の担当者からは、国道の排雪計画について、年末までに国道 5 号の主要な交差点ですとかバス停を中心に、局部的な排雪などを終了させるということで担当者から伺っています。

○新谷委員

わかりました。

それから、排雪には大変な予算がかかるということで、1 回 2 億円でしたか、それぐらいかかるということですが、1 月、2 月も天気予報では大雪だということなのですが、豪雪に対する国の特別措置もあると思うのですけれども、現在そのような通知が来ているのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○（建設）雪対策課長

現在におきましては、そのような通知はまだ来てございません。

○新谷委員

今後、そういう動きがあったら、すぐ対応できるようにしていただきたいと思うのですけれども、そのためにもふだんから積雪深、それを測定していなければならないのです。以前に、大分前なのですけれども、積雪深が実測ではなく、潮見台のデータで報告した、それも申請が締切りを逃してしまって、市町村道路除雪費の臨時特別措置を受けられなかったという苦い経験があります。これはかなり前の話ですけれども、それで現在、潮見台のところでは測候所ではかっていると思うのですけれども、それは実際にはかっているのかどうか、それからほかのところではかっている積雪深はどのぐらいあるのか、それについてお知らせください。

○（建設）雪対策課長

積雪深についてでございますけれども、潮見台のデータというのは自動観測ということで、人力ではかっている形ではございません。

それで、そのデータにつきましては、12月19日現在で76センチメートルという積雪を観測しております。

ほかのほう、市内で積雪の多い地区なのでございますけれども、最上地区で、これは人力ではかっているデータ

ですけれども126センチメートル、それから望洋台地区で120センチメートルということで観測しております。

○新谷委員

こういうふうに最上とか望洋台というのはかなり雪が多いところだと思うのですが、50センチメートルも違いますし、この自動測定というのはどうなのですか。前にこれが問題になって、実測でやるべきだという意見があったのですが、これはやはり実測でやるべきだと思います。その点についていかがでしょうか。

それと、まとめて言います。ロードヒーティングなのですが、19日は大雪でした。その日は、私は、タクシーで帰宅したのですが、ちょうど6時ごろ、タクシーに富岡の坂で動けなくなったので助けてほしいという無線が入りました。その後、船見坂から富岡に行くお客さんには断ってくださいという連絡が入りました。このロードヒーティングは4時から9時まで節電しているということなのですが、ロードヒーティングのききが悪い時間帯にこういうことが起きるとするのは、やはり危険なことです。そういう場合の対応はどうしているのか。

それと、一般質問で聞いた砂散布抑制なのですが、抑制してボランティアによって砂がまかされている坂もあります。ところが、そういうところで、身体障害者の施設もあるところなのですが、滑って車にぶつかるという事故などが3回もあったということを聞いているのです。でも、市には言っていないそうです。こういう優先して散布しなければならないところがあると思いますので、市民の皆さんの声とか、言っていないというからわからないと思うのですが、やはりこういうところを把握して、危険なところはあまり抑制しないでやっていただきたいと思うのですが、この三つについてお答えください。

○（建設）雪対策課長

測候所のデータベースについて、人力でということなのですが、なかなか気象台の体制の問題がありまして、そういうところは難しいのですが、我々としても築港エリア、観測所データの近くの第6ステーションというところでは独自に人力ではかっておりまして、そのデータもほぼ気象庁のデータとあまり変わらない状況ということで、機械ではかっていても人力ではかっていてもそれほど差がないということで認識してございます。

あと、ロードヒーティングの関係なのですが、ロードヒーティングのシステム自体、かなりまとまった降雪があったですとか、極端に低い気温の場合、どうしてもききが鈍くなるということで、万能なシステムではございませんので、これにつきましては、市民にロードヒーティング箇所についても、油断せずに注意して走行してくださいということを周知しているところでございます。ただ、どうしても夕方のロードヒーティングのききが鈍くなってきている時間帯におきましては、道路パトロールを強化しながら、状態が悪い場合は、融雪剤ですとか砂散布という形の適宜、対応を考えております。

あと、砂散布につきましても、めり張りをつけた急坂路線等については、状態に応じて多めにまくとか、あまり凍結路面の発生していない場所については、利用を抑制するとか、めり張りをつけたして対応をしていきたいと考えています。

○新谷委員

よろしく願います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎（仮称）小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

最初に、小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてから、路肩について、これの小樽市の基準について、考え方をお示ししていただきたいと思います。この中では、最後のほう、「路肩の幅員を広げること

ができる事を追加」しているということで、たぶんこの部分は、本市においては堆雪する部分を考えているのかなと思うのですが、あと何かこの部分で「路肩の幅員を広げることができる事」、これについてほかに何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

路肩の幅員ということでございますけれども、単純に幾ら広げなさいということではなくて、堆雪、本市に降る雪の量等を含めまして積雪などを考えて、それに応じた幅員、路肩を設けるという内容です。

○山田委員

ということは、通常の歩行者用と通行とか自転車用の通行スペースの確保、そのほかに堆雪の部分ということで考えていくということよろしいですか。

○（建設）建設事業課長

車道につきまして、歩道がなくて歩車共存道路についても同じことを言えると思います。

○山田委員

そのようなスペースということで認識しました。

◎小樽市住宅リフォーム助成事業について

次に、今回のリフォーム助成事業施工業者アンケートの最終項、8 番の「補助制度に対する御意見・御要望」で、制度の周知を図ったほうがいいとの意見が 2 件あり、最後に募集を年 1 回ではなく二、三回に分けたほうがよいのではないかという意見も、これもまた 2 件あります。この周知の部分と、年 1 回ではなく二、三回に分けたほうがよいのではないかという、そういう意見に対してのお考えを、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

まず、1 点目の「制度の周知徹底を図った方が良い」ということでございますが、これにつきましては、平成 24 年度もさまざまな方法で周知を図ってきたものではございますが、より一層周知の徹底を図っていききたいなど。24 年度はどうしても初年度ですので、なかなか周知の徹底が図られなかった部分もあるというふうに思っています。25 年度につきましては、24 年度にやったという実績も大分、市民の方も耳にしているようですから、そういう意味では少しはいい方向に向かうのではないかというふうに思っています。

それから、もう一点の「募集を年一度ではなく二、三回に分けたほうが良いのではないか」ということでございますが、確かに意見としてはございますが、今、今年度の反省を踏まえて来年度に向けてどういった形がいいのかというの、いろいろな方法をピックアップして、その中でメリット・デメリットを今、拾い出しているところでございます。その中で、どの方法がいいのかというのは、もう少し時間をかけて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○山田委員

先ほども次長のからも、3 年はこの制度を維持したいということがありました。そういう制度の 3 か年計画、制度の周知徹底もあわせて、来年度、再来年度に向けて行っていただければと思います。

◎水資源保全地域指定の提案について

次に、今回、水資源保全地域の指定の提案について、小樽市水資源保全地域の位置図をいただきました。その中で、本市がかかわる水資源はこれほどあるのかなと思ったのですが、この中では本市の財産というか、赤井川村にかかわる部分の地域も指定できるということなのですが、昨日の新聞報道もありますが、例えばニセコ町では、町の財産としてそういうような考えで条例化されているところもあると聞いています。

今回、本市が水資源保全地域指定の提案をされた意義について、ニセコ町と比べてどうなのかなと、ちょっと疑問点があったので、指定について考えた経緯等、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）浄水センター所長

今、御意見がありましたニセコ町水道水源保護条例と、今、私どもが北海道の条例に従いまして指定提案をしている内容について、若干違いを述べさせていただきたいと思います。

ニセコ町水道水源保護条例につきましては、目的といたしまして、「水源の水質汚濁」、「枯渇の防止」、「水源周辺の水源保護地域及び協議対象施設の設定」、「水質汚染又は枯渇を招くおそれのある施設設置防止」というような目的で、ニセコ町が独自に制定し、平成23年5月1日より施行したものでございます。

それで、主な条例の内容としまして、保護地域内に建物を建設する場合や、土の採取、森林の伐採をする場合、町に協議書を提出し、内容を協議し、事前に説明会を開催し、関係住民に事業内容や水源汚染防止の説明、場合によっては関係住民と協定を交わすことになっているという状況でございます。

この内容につきまして、規制対象施設は建設することができないという中身になっています。それと、規制対象施設でなくても、汚染防止などの対策をとる条件を付されるという場合もあるとなっています。それと、協議をしないまま建物を設置していると判明した場合等、この条例の中には罰則などの規定もございます。

また、北海道の条例につきまして、名称的には北海道水資源の保全に関する条例ということでありまして、「森林の有する水源涵養機能の維持・増進」、「安全・安心な水資源の確保に向けた取組の増進」、「水資源の保全のための適正な土地利用の確保」などの水資源の保全に関する道の基本的施策の事項を定めた条例として、平成24年4月1日から施行されております。

主な内容といたしましては、先ほども説明いたしましたが、水資源保全地域に指定された地域で、土地所有者が当該土地に関する権利移転等をする契約を締結しようとする場合、契約締結時の3か月前までに契約内容を知事に届け出なければならない。それで、届出に対して、知事は市町村に意見を求め、適正な土地利用に支障がある場合、届出者に土地の利用方法を助言はすることができるということで、具体的な森林の伐採だとか、そういった一般的な法的な規制については、森林法だとか、そういった規制に委ねられておりまして、この条例の部分につきましては、取引の把握や売主には助言はできますけれども、取引の制限はできるものではないというような条例でございます。

雑駁ではございますけれども、北海道水資源の保全に関する条例については、道の部分は適正な土地利用の確保ということを目的に、土地所有者に対して売買するときにその辺の部分を助言はできるというふうなものでございます。

○山田委員

行政区域外であっても、小樽市でこういうような水資源の部分として利用できる部分は、こういう制度の枠を通して水の資源を確保できるということで、よくわかりました。

この中には、やはり地下水の保全という部分も入っているのですよね。それはどうでしょうか。

○水道局長

地下水の保全については、ニセコ町では今の水道水源保護条例と別に地下水保全条例を設けて、地下水をとる場合には揚水機の吐出口の断面積などによって届出が必要だという形で、別条例を設けています。北海道の条例については、地下水を取水する区域についても、区域指定ができるという条例でございます。

○山田委員

そういうような開発行為については事前協議だとか、市議会の判断だとか、住民の説明会だとか、そういうものが必要だということで、よくわかりました。

ある程度ニセコ町ではそういう水資源の公有地化、町の財産として、今回は買うということでも新聞報道で私も見て、こういうような水はやはり大切だなという思いは十分いたしました。

◎（仮称）小樽市水道事業及び下水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について

次に移りますが、今回の水道事業の資本剰余金の処分に関する条例の制定について、この条例の主な内容の項目

で、毎年度利益の処分について、②の小樽市条例案の考え方については、「残金については、積み立てするかしないかの裁量の余地を残さず、全て目的を明確にし、欠損補てん目的か建設改良目的のために積み立てます」と、全て目的を明確にしたというこの点について、もう少し市民の目線を注目して、こういうような間違いのないようにされたということで私も理解しているのですが、その点、もう少しかみ砕いて説明していただけますか。

○（水道）総務課長

その右のほうに、改正前法令の規定内容というのが書かれていますけれども、これはこの法律の改正前ですと、利益の積立金、建設改良等特定目的のための積立金ということで、これは特定の目的のための積立金ということは、任意にできるのだと。例えば、修繕積立金とか、結局これは民間で起こしたところもありますけれども、このたび私ども 4 企業会計で統一をとりまして、あくまでもこの新しい条例に基づいては、利益剰余金というのは基本的には欠損を埋めるために使うというのと、あと建設改良というのは今後の施設の更新事業でもありますので、そちらのほうに向けての積立てということで、基本的にはこの 2 種類で事足りるだろうと。今の 4 企業会計を見ますと、この二つで事足りていまして、そのほかに特別の目的の積立てが必要ないということで、このたびはこの二つに限定したものでございます。

○山田委員

そうしたら、あるときも二つで、今お話のとおり、事業年度毎に取扱いが大きく異なることのないよう、またその取扱いが明確なものとなるようにといった、企業会計の目的は済むということで判断されたということによろしいですね。

○（水道）総務課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○山田委員

わかりました。

◎小樽市のトンネルの状況について

山梨県の中央自動車道、この笹子トンネルの天板の崩落事故がありました。道内でもこの事故を受けて、こういうような箇所がないかということで点検されたというニュースも聞いております。まず、本市のトンネルの状況についてお示してください。

○（建設）建設事業課長

笹子トンネルの事故を受けて、本市のトンネルの状況ということでございますけれども、本市におきましては、市道 2 路線 5 か所のトンネルがございます。そういう状況の中で、国土交通省から、年度内に点検、報告の要請が来ております。12月17日に目視によるトンネル点検を行った結果とくに異常がなかったものですから、3月18日の報告に向けて、1月から近接目視、打音、触診などの点検を行う予定です。

○山田委員

ということは、ある程度、一応、一たんは終わっているという理解でいいですか。

○（建設）建設事業課長

トンネルのパトロールにつきましては、通常のパトロールで車から目視する点検と、トンネル内を歩いての点検、あともう一つはリフト車に乗って近接目視、ハンマーでたたき、照明を揺する、ボルトの状態を確認する等を行い、トンネルに異常がないかを調べる、そういう点検の三つの項目です。そういう中でトンネル内を歩いて点検することにつきましては、12月17日に行った結果、特に問題がないという状況です。今後につきましては、リフト車を使った近接目視などの点検をこれからやるという状況です。

○山田委員

私も、昔、自転車で蘭島まで行ったときに、よくトンネルの中でコンクリートの破片が落ちているのを見かけた

思いが今もしております。こういう時代もあったということですね。ちょっと私も高齢になってきましたので、こういう思いもあったので、今回この質問をさせていただきました。

それで、今、本市のトンネルの中には、天板というものはないですね。よく見かけるのは、ジェットファンみたいな、ああいうのがついていると思うのですけれども、そういうものだけということで考えてよろしいですね。

○（建設）建設事業課長

事故が起きた笹子トンネルは、換気口を設けるために、つり天井のような形になっております。本市の場合は、延長が短いことから、換気施設が要らないトンネルになっております。そういう状況の中で、ジェットファンの重量物だとかは真上にはついておりません。

○山田委員

わかりました。私も札幌へ行くときはよく高速道路を利用するのですが、例えばやはり若竹トンネルなども、そういうような何もついていないトンネルということによろしいですか。

（「それは市道ではないよ」と呼ぶ者あり）

○（建設）建設事業課長

札幌道のトンネルにつきましては、上り下り合わせて 6 本のトンネルがございます。ここにつきましては、通常の点検はやっているということで、そういう重量物、重たいもののジェットファン等はないということで聞いております。

○山田委員

安心しました。

◎除排雪について

それでは、次の質問に入らせていただきます。

今、新谷委員からもお話がありましたが、本市のこの積雪について、新聞報道でも帯広市では例年の 3 倍の積雪、札幌市でも例年 1 月中の道路排雪を前倒して、全市内の市道と道道の排雪をやると、こういうようなニュースが聞かれております。

まず、今回の雪の現状について、お聞かせ願いたいと思います。19日まででいいです。

○（建設）雪対策課長

今年度の現状、除雪対応についてでございますけれども、12月19日時点で、降雪量は189センチメートル、積雪深が76センチメートルということで、近年 5 か年の平均をそれぞれ降雪量が約80センチメートル、積雪量が約50センチメートルという形で上回っておりまして、かなり厳しい気象状況だというふうに認識してございます。それで、その気象状況に対応して車道除雪ですとか歩道除雪の出動によって適切な路面管理に努めているというところで、極端に道路の通行幅員が狭い箇所については、その走行幅を広げるような拡幅作業を適宜対応しているところでございます。

○山田委員

先般、12月の初めに本市の全町会長が集まって除排雪計画説明会も行ったようでございます。また、地域地域の除雪懇談会もあった折、私も出てきたのですが、その各懇談会でいろいろな意見が出されていたと思うのですけれども、その中で特に私も聞いている範囲では、先ほども聞いておりましたが、バス停だとか交差点の積雪に重なった雪、見通しの悪い交差点ということで、よくそういう情報が出されているとは思うのですが、この懇談会の中での意見について、どういうものがあったのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今年度の第 2 回除雪懇談会での意見についてでございますけれども、市内 9 会場で開催いたしまして、通学路に

おける除排雪の徹底という意見、委員がおっしゃいました主要な交差点の見通しの確保、それから除雪した後の置き雪に対する配慮などの意見が多く寄せられております。

○山田委員

通学路、交差点、あと、特にバス停などでも、バスがとまると後ろの車が通れなくて渋滞しているのをよく見るのですよね。こういった部分で先ほど何か中央バスでもバス停の除雪をされているということで聞いたのですが、緊急避難的にそういうような今年度の重点施策みたいな、それを昨年度もたぶん言っているのではないかなと思うのですが、今年度はそういう重点施策、何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

重点施策ということで、今年度、特に変わったという点ではございませんけれども、昨年度に引き続きまして、主要な交差点の見通しの確保、それから主要な歩行路の適正な歩行空間の確保ということを重点として、今年度も作業を進めているところでございます。

○山田委員

我々も朝の貴重な時間、通勤・通学するわけなのですが、学生が朝気になるのは、通学するときのバスが何分かって駅まで行くのか、そういうようなことも気になっているところで、その部分で、やはり今回のように19日、大雪になった場合の緊急対策はできないものなのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

緊急対策といいますか、先ほど答弁いたしました年末までの対応という形で答えさせていただきますと、やはりこれからクリスマスから年末にかけて非常にまとまった降雪があるという予報も出てございます。そういう気象情報を踏まえて、バス路線の幹線道路の幅員の確保ですとか、交差点の見通しの確保を中心として、まずは年内、局部的に厳しいところの排雪を進めていきたいと考えてございます。

○山田委員

気象状況に応じて、この対処方法も違うと思うのです。その部分では、やはり年末の大雪の対策、これも札幌管区气象台から、年末にかけては大雪が降るのではないかと予報も出ているのですけれども、そういう予報についての対策というのはお考えなのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

予報についての対策ということですが、そういう気象情報が出たときに、我々も情報収集を迅速にして、その情報に対してどのような対応ができるかという部分は、適宜考えているという次第でございます。

○山田委員

年末にかけて大雪になるという情報がある、年末にかけては人の出入るところもたぶんありますよね。そういったところへの対応とか対策、例えば年末、初詣でとか神社に行くのに対して、その周辺の除雪対策もたぶんお考えだと思うのですが、それに対しての要望だとか対策、そういうのは来ていますか。来ていたら、その対策だとか対応についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）雪対策課長

年末の初詣でに対する対応等についてでございますが、そのような御要望を伺っております。特に、住吉神社は道内いろいろなところから見えられるということで、その辺の道路の状況の確保、それから滑りやすい路面の対応ということで、状況によっては砂散布を強化しなければならないというふうに考えておりますので、その辺の対応を調整しております。

○山田委員

本当に、考えれば先に手を打てるのです。人が集まる場所に対してはやはり車も来る、人も来る、それに対し

て砂をまく、除雪もしなければならない、排雪もしなければならない、そういうこともあわせて検討していただきたいというのが、今回の私の除雪に対する考えです。

あと、雪捨て場について、またちょっと話を変えるのですが、今回、オタモイ地区では、用途廃止になった市営住宅があります。市営住宅が撤去された後、空き地になっているわけなのですが、こういう場所について、住民から雪捨て場として使用したいという要望があると思うのですが、小林主幹、どうですか、そういう要望について、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）小林主幹

用途廃止といいますか、市営住宅が解体された後の堆雪場所というお話ですけれども、用地につきましては、雪捨て場という押さえはしておりませんので、近隣の方がスノーダンプ等で除雪する、こういった程度はやむを得ないものと考えております。

○山田委員

雪捨て場については、民間の空き地もたぶん利用されて、春になると雪割り作業もされていると思います。ですから、民間のこういった場所も利用するのであれば、ある程度ケース・バイ・ケースですけれども、市も状況に応じた対応、雪捨て場についてお考えをちょっと柔軟にいただければということで、ある程度我々で協働して、雪捨て場については市と協力しますので、ぜひあいた用地使用の要望があれば門前払いしないで、今のように少し利用も考えていただければと思うのですが、最終的にそういう考えでよろしいでしょうか。

○（建設）小林主幹

直接は要望は来ておりませんが、要望があれば、機械等ではなくてスノーダンプ等での除雪、こういうようなものは認めていきたいと考えております。

○山田委員

ありがとうございます。

◎水道管の更新事業について

それでは最後に、水道管の更新事業から、耐震対策についてお聞きします。

今年度の水道管の新事業から、ある程度道路を改良工事、耐震、布設配管すると思うのですが、今年度はどれぐらい予定しているのか、まずその点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

今年度の配水管整備につきましては、6,175メートルほどを予定しております。それで、耐震化につきましては、1,280メートルほど予定しております。

○山田委員

そのときに、やはり市道を掘削して配水管を埋めると思うのですが、水道局の考えでは自前で道路を掘削されるのか、例えば市道整備のときに合わせてされるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（水道）管路維持課長

基本的には道路改良に合わせて、何度も掘り返さない方法で経済的に行うようにしております。春先に占有者会議等でも情報が入ってきますので、そのときにうちの水道を入れるとか、ただしそのときも水道管が古くて更新しなければならないという状況の中で布設替えをしております。

○山田委員

鶏が先か卵が先かという話ではないのですが、ある程度必要なら、道路維持・管理以外でもやるという趣旨でよろしいですね。

○（水道）管路維持課長

そのとおりです。

○山田委員

その際、用地管理課にも聞きたいのですが、その連携というのですか、ある場所を道路改良するということは、水道局にも一緒にこの地域を改良するというで情報が行っているということでしょうか。

○（建設）用地管理課長

水道だけではないのですけれども、そのほかのガスだとか N T T だとか、そういうような各道路の占有者がございまして、占有者などと道路管理者において、お互いに工事等の情報を交換しまして、同時に重複するような部分があるのであれば、極力経済的にできるようにということで打合せをしております。

○山田委員

もう10年前ぐらいですか、先月やったところをまた今月工事しているというのを結構見かけたものですから、この点についても伺いました。そういった部分で、今後、本市においては、水道でも耐震対策、今聞いたところでは今年1,280メートルほどあるということで、ほっとしております。

来年度からまた新規事業になると思うのですが、来年度の計画はもう策定されているのでしょうか、その点だけ最後に聞いて、質問は終わりたいと思います。

○（水道）管路維持課長

来年度の計画につきましては、今、立案中ですが、来年度につきましても、配水管整備事業におきまして、耐震化計画を進めております。今、予算要望の時期に入っておりますけれども、予算が決まって100パーセントできるかどうかというのは今後の話になると思いますが、一応計画的には立案は終わっております。

○山田委員

それではまた、その部分、もしわかった範囲でいいですので、どのような形のところをやるのか、参考までにお聞かせ願いたいと思います。それは後からで構いません。

それでは、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時58分

再開 午後 3 時17分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

前の方と質問が重複していることにつきましては、再確認ということで質問させていただきます。

◎小樽市住宅リフォーム助成事業について

最初に、住宅リフォーム助成制度アンケート調査について、何点か質問させていただきます。

先ほどの御説明の中で、補助申請当選者の4分の1が取りやめたということについては、大変驚きました。

補欠者を多くしたのは、補欠者からも取りやめを見越してのことなのか、そういったことについて最初にお聞きします。

○（建設）建築住宅課長

今回の補欠者30名の決定ですが、正直、初年度ということもありまして、当選者が1件当たりどのぐらいの補助

金額になるかということもなかなか予想ができませんでしたので、それとこれはあくまでも本当に予測でしかないのである程度辞退者が出てくるだろうと考えた中で、当初、我々が協議した結果、30名ぐらいが妥当ではないかということで、補欠者を30名に決定しました。その中でさらに辞退者がこれほど出るというところまでは、その当時は予想できなかったということでございます。

○松田委員

取りやめの主な原因の中で一番多かったのが、申請前に工事着手、また工事完了したためということですが、こういった理由だと、最初の受付の段階での説明が不足していたのではないかとこのように考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

この工事着手と工事完了したために取りやめたという方は、補欠者の中に多くおります。その辺についてはきちんと説明しておりまして、説明した上で、補欠なのでどうしても感覚的に自分のところまでは回ってこないだろうというあきらめ半分もあるみたいなのです。それと、工事が待ちきれない、建物の状況からいっても、早く工事に着手したいというようなこともあって、こういった理由で取りやめが増えたということです。確かに説明不足が全くないかという、そういったところもあるかと思しますので、そういった点については、来年度に向けてきちんとまた説明していきたいというふうに思っております。

○松田委員

それとあと、アンケート調査の皆さんの御意見の中で、繰上当選までの時間がかかりすぎるという、そういう意見もありました。補欠者の締切りを11月9日にしたのはなぜか。今、これで見ますと、97件の申請ということで、あと3件、また補助金額も380万円残っているということです、100件まで待ってもよかったのではないかとこのようにも考えるのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

まず、補欠者の締切りを11月9日に決定した理由でございますが、最終的にこのリフォームの完成は2月28日までに工事を終わらせてくださいというようなことでスタートをしております。そういったことから、工事の期間だとか、そういったものを見越して、万が一2月28日に遅れて補助金がもらえなくなるということも避けたいということもありましたので、11月9日という設定をさせていただいたところでございます。

100件になるまで待ってもいいのではなかったかということですが、この締切り間近で取りやめ届が出ていない方には、我々から、申請を忘れたとか、もうお忘れになっているのではないかとこのように、一応文書で改めて案内の送付をさせていただいています。その結果、ちょっと間に合わないで待つてほしいとか、そういった意見はございませんでしたので、そういった案内をしたにもかかわらず、申請をしていただけないという部分ですので、たぶんこれ以上出てくることはないのかというふうに考えています。

○松田委員

わかりました。それで、このアンケート調査の結果から、課題が見えてきたのではないかとこのように思います。この課題についてどのように変えていくか、またこの課題解決でどのように今後取り組むのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

アンケートの結果で、自由記入欄の中にもありますとおり、工事の着手に時間がかかりすぎるだとか、そういった御意見もいただいています。やはり一番大きいのは、結果的には予算2割近くが残ってしまうというような形になったという、いわゆる、その一番大きい理由は、辞退された方が予想以上に多かったというところでございます。来年度に向けては、こういった辞退者をいかに少なくするかとこのように視点を置いて、事業スケジュールですとか、それから当選者の決定方法などについて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○松田委員

今のこととちょっと重複するかも知れませんが、リフォームすることになった状況を見ると、この補助制度がリフォーム促進することになったと思うのですが、しかしながら施工業者を見ると、法人が多くて個人業者が少なかった。そういったことでやはり中小企業というか、そういう個人の方の施工を増やすということも大事ではないかなと、そういった考えからすると、もう少し周知方法を改善したらよかったのではないかというふうに考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども答弁の中で申し上げましたが、本年度もさまざまな方法で周知を図ってきているのが事実でございますが、初年度ということもあり、十分に周知が図られなかった部分はあるのかもしれませんが。そういった意味で、来年度、周知期間を少しでも長くするですとか、そういったことも含めて対応してまいりたいというふうに考えています。

○松田委員

わかりました。初年度ということで、いろいろ課題も解消して、さらなる充実を図っていただきたいと思います。

◎市営住宅の建替え計画について

次に、市営住宅の建替え計画についてお聞きしたいと思います。

先般、オタモイ 4 号棟の建替えが終わり、住み替えも無事終了しました。今後の市営住宅の老朽化などで住み替え予定の住宅があれば、教えていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

今後の住み替え予定についてでございますが、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画では、今後、塩谷住宅の簡易平屋建ての部分ですとか 2 階建ての住宅、さらには桂岡住宅などのそういった簡易平屋建てを中心とした住宅の用途廃止を計画しております。今後、順次そういったところの住み替えをお願いしていくことになろうかというふうに思っております。

○松田委員

通常、計画から住み替えまでどのくらい期間がかかるのでしょうか。というのは、オタモイ住宅の場合、住み替えまで結構時間がかかって、実はもう待ちきれなくてほかの住宅に移ったという経緯も聞いておりますので、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

計画から住み替えまでどのくらいの期間がかかるのかという御質問ですが、オタモイのように建替えによる住み替えと、それから用途廃止のみで住み替えをやる場合とは全く違います。例えば、今回のこのオタモイ住宅は、今年度、住み替え完了したのですが、オタモイ 1 号棟に着手したのは平成 16 年でございますので、4 号棟、今年度完成するまで 9 年を要したことにはなります。ただ、これはあくまでも建替え事業ですので、一遍にはできないので、これだけの年数をかけて順次住み替えをしていただいたということでございます。

そのほかに用途廃止による住み替えについては、既存の市営住宅に住み替えていただくことになりますので、当然、市営住宅の空き状況だとか、そういったものが影響しますので、我々といたしましては、計画している用途廃止時期の二、三年前ぐらいから居住者の方々の意向調査を実施するなどして、順次進めていくことになるというふうに考えております。

○松田委員

それで、指定管理者、業務要綱によりますと、指定管理者が適正に管理すべき苦情は指定管理者が行うというふうになっております。もし、たとえ指定管理者がその苦情を対応したとしても、市に報告義務があると思いますが、どのぐらい指定管理者が処理した件数があるものか、またどのような内容の苦情があるかということについてお聞

きしたいと思います。

○（建設）小林主幹

市営住宅管理事務所で受けた件数ということで報告いたします。平成23年度の実績で、178件でございます。

苦情の主な内容につきましては、近隣入居者間のいわゆる騒音の問題、これが一番多い件数でございます。それとあと、例えば害虫の発生、あるいはまたカビとか結露の発生、こういったものが次に上がっている件数でございます。

○松田委員

わかりました。それで、今、指定管理者が対応するということですが、指定管理者が対応しきれず、市が対応しなければならなかった部分もあるのではないかとこの点についてはいかがでしょうか。

○（建設）小林主幹

基本的な苦情対応というのは、指定管理者で行っています。当然、受け付けいたしますと苦情処理簿、こういったものが市に来ますので、こういった苦情があるかというのは市でも把握してございます。困難事案もありますので、当然、市職員も指定管理者と同行して問題解決に当たっている状況でございます。

○松田委員

わかりました。では、今後ともよろしくお願いします。

◎除排雪について

次に、除排雪計画についてお聞きしたいと思います。

昨年と今年で、計画で大きく変わった点というのはあったのでしょうか、この点についてお聞きいたします。

○（建設）雪対策課長

昨年度と今年度での取組方針の相違ということでございますけれども、特に大きく変わった点はございませんが、昨年度に引き続きまして、主要な交差点の見通しの確保ですとか、主要な歩路の良好な空間の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○松田委員

それで、先日、12月3日に除排雪計画説明会があったというふうに関しておられますけれども、そこでは質疑応答があったということですが、主にどんな意見が出されたのか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○（建設）雪対策課長

先日の除排雪計画説明会の主な意見についてでございますけれども、会場にお越しいただいた皆様からは、ロードヒーティングの節電への対応、それから路上での迷惑駐車への対応、それから砂散布後の回収への対応などの御意見が寄せられました。

○松田委員

それで、歩道の幅員が極端に狭いところについては、除雪されておられませんけれども、そういったとき、そこが通路になっている場合に、子供たちがその歩道を歩けなくて、車道にはみ出て歩いているという場合があります。これは何とか歩道の除雪というか、そういったことについては何とかならないのかというふうに考えるのですが。

○（建設）雪対策課長

歩道が狭いところの対応についてでございますけれども、やはり小樽の道路が物理的に狭い道路の中に歩道をつけているというケースがあります。歩道が狭いと、歩道用のロータリも入ることができないというのがございますので、実質的にそういうような箇所については、歩道を堆雪スペースとさせていただいて、車道を極力広げるといことで通行路を確保するような除雪をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

ただ、状況に応じて、そこをできるだけ随時広げていくような対応を考えてございますので、よろしくお願いします。

ます。

○松田委員

砂まきボランティアという制度もありますけれども、近隣の方が歩道を広げる歩道ボランティアというようなことも募集してはいかがかなというふうに考えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

歩道の除雪ボランティアということにつきましては、なかなか難しい問題がございます。ただ、実際、皆さん自発的にやっただいて歩道をあけていると。実は我々が現地を見ますと、除雪に入る前に、既にきれいになっているという状況も見受けられます。その辺は地域の方の御協力に感謝しております。また、滑りやすい路面につきましては、今、簡易に持ち歩けるペットボトルを主要な施設に置いてございますので、滑りやすい状況が見受けられたときには、そのペットボトルを使っただいて、皆様に協力してまいりいただければ、円滑な歩行者通路を確保できると思っておりますので、よろしくお願いします。

○松田委員

先ほども質問がありましたけれども、この冬は北海道だけが節電を言われております。だけれども、一番心配なのが、ロードヒーティングの節電です。先ほどの説明会でも、ロードヒーティングを午後 4 時から午後 9 時までの 5 時間のうち 2 時間分を強制的に通電カットするということですが、その通電カットする時間というのは決まった時間なのか、曜日によって変えるのか、また、通電カットするというのはどういった考え方から実施しているのか、これについてお聞かせ願います。

○（建設）雪対策課長

夕方のロードヒーティングの通電カットについてでございますけれども、これは今年度叫ばれています節電対策ということではなく、毎年、多額にロードヒーティングの電気代が発生しておりますので、従来から市の電気代を抑制するため、北海道電力と経済的な電力契約ということで結んでおりまして、これにつきましては、札幌市をはじめロードヒーティングを抱えているところについては、このような契約をしております。

○松田委員

では、節約ということもありましたけれども、この午後 4 時から午後 9 時の時間帯というのは、これから暗くなる日没に当たり、また急に冷え込む時間帯であり、また帰宅時間と重なり交通量も多くて、かえって危険ではないかというふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

そのような時間帯につきましては御指摘は確かにございますけれども、我々としましては、各ステーション毎に業者へ委託しておりますので、そういうような時間帯は、さらに道路パトロールを強化して、状況に応じた融雪剤又は砂散布をするということで、適切な路面对応をやっていきたいというふうに考えてございます。

○松田委員

あと、よく問題になるのが車道の沿線にうずたかく積もった雪で、小さい道路から大きな道路に出るのに見えづらいという苦情が寄せられることもあります。交差点の見通し確保についてお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

交差点の見通し確保ということでございますけれども、確かに小樽の道路は枝道がいっぱいあって、一つ一つ枝道の交差点の見通し確保ということは非常に難しい状況ではございます。しかしながら車が出るときにどうしても交差点で事故が起こりやすいというのがありますので、主要な交差点につきましては、我々も状況を見ながら、早めにその雪山を処理するなど、安全確保に努めてきたいと考えております。

○松田委員

わかりました。安全確保をよろしくお願いします。

先ほども話が出ていましたけれども、年末年始の対応について、予報によれば、今年の年末年始は寒波が来て雪が多く降るというふうに予想されておりますけれども、この点については考えておりますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

年末年始の対応についてでございますけれども、先ほどもちょっとお話し申し上げましたけれども、クリスマスから年末にかけて、まとまった降雪が見込まれるという予報も出ております。現状の道路の幅員ですとか、雪山の高さですとか、かなり厳しい状況ということで認識しておりますので、特に幹線道路を中心とした道路につきましては、局部的に狭いところを含め、年内に局部排雪を行いたいと考えております。

また、年明けも道路状況を見て、やはり小学校の始業式が 1 月 15 日ですか、15 日、16 日、中学校と始まりますので、そのときには安全が確保されるように、排雪計画も順次進めていきたいと考えております。

○松田委員

よろしくお願いします。

◎橋梁長寿命化修繕計画策定状況について

次に、老橋、古い橋の長寿命化修繕計画の策定状況についてお聞かせ願いたいと思います。我が党は、今後の重要な政策取組として防災、減災の観点から、社会資本の見直しを図っていこうという政策を打ち出しました。空き家はもちろんのこと、橋や道路、岸壁など、劣化により危険な工作物への見直しを図るべきであり、コンクリートの寿命は 50 年が限度であるというふうに言われております。限度超えのものはないのかということで、第 2 回定例会の当委員会で橋についてはおおむね 20 橋あると聞きました。そのうち 5 橋はかけ替えたということでしたが、国土交通省の調査によれば、老朽化した橋を長もちさせるための長寿命化修繕計画の策定というのがあるのですが、それが遅れているという報道が先月ありました。この点について、小樽ではどのようなになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

橋梁の長寿命化計画の作成状況についての御質問ですが、計画が遅れているという部分でのお答えだと思いますが、ただ、その計画自体は、市町村につきましては、平成 25 年度まで国土交通省へ報告することと公表することになっております。そうすることによって補助対象となるという部分ですので、ただ、国、道、政令指定都市についてはもう行っておりますけれども、市町村は 25 年度ということで最終となっていますので、そういう状況の中では遅れているのかと思われます。本市におきましても、今年度と来年度で計画策定することになっております。

○松田委員

◎小樽市のトンネルの状況について

あと、橋とともに心配なのは、先ほども山田委員から質問がありましたけれども、トンネルです。トンネルの路線と箇所はどのようなになっているのか、危険にはなっていないのかということなのですが、NEXCO 中日本の笹子トンネルの事故を踏まえて、国土交通省が全国の自治体について、点検の報告を指導しているというふうに聞いておりますけれども、小樽の点検状況についてはどのようなになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

先ほども答弁しましたけれども、小樽市のトンネルにおきましては、2 路線 5 か所、通称フルーツ街道に 4 か所のトンネルがございます。また、長橋小学校通にむつみトンネルというトンネルがございます。そういう状況の中で、3 月 18 日までに点検結果を国土交通省に報告するというので、市町村にも話がきております。そういう中で、通常の点検業務のときにも話しましたが、車上からの点検、また 12 月 17 日に徒歩での点検をやっております。また、来月から近接目視、打音、触診などの点検業務を行いまして、3 月に報告するという状況になっていま

す。

○松田委員

わかりました。よろしくお願いします。

◎年末年始の水道に関する対応について

それで、最後の質問になりますけれども、雪にしても、凍結という部分も、これは年末年始に限らないことなのですが、管路維持課は年末年始も対応するようになっておりますけれども、例年どのくらいの対応件数があるのか、こういった対応が多いのか、この点について、ここ 3 年間の実績で結構ですでお示してください。

○（水道）管路維持課長

年末年始の対応件数及び内容でございますけれども、過去 3 年間を見ますと、まず、水道局だけの受付の数字です。平成 21 年度受付としましては 45 件、そのうち 6 件が凍結、そのほかにつきましては、トイレの詰まりですとか、水抜き栓とか蛇口ですとか、そういう器具のふぐあいのものになっております。22 年度受付につきましては、全体で 20 件受け付けた中で、1 件が凍結、そのほかは今言いましたトイレの詰まり等ともろもろです。23 年度受付につきましては 19 件、そのうち 4 件が凍結となっております。

また、対応につきましては、平日の就業時以外につきましては、管路維持課で受け付けて業者を向かわせることをやっておりますが、土日、祝日、就業時以外につきましては、水道局の当直者、委託ですけれども、そちらで受け付けたものは、当番の業者に当直者から連絡して業者を向かわせるという体制になっております。

○松田委員

年末年始、大変でしょうけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎小樽市住宅リフォーム助成事業について

住宅リフォーム助成事業の資料を見ておりますと、リフォーム工事費にしても、思ったより金額が多い工事がなされているなど。大体、住宅の設備が老朽化したから、それで直そうとか、断熱性の向上や設備機器などに省エネルギーを使うとかと。私はどちらかというと外壁の塗装とか屋根の塗装とか、そういうものを足場をかけておやりになっていただいて 100 万円以内の工事が多いのかなというふうに、ほかの都市の事例などから見ても、思ったのだけれども、意外と違うのだなと。何でなのだろうと思ったのです。これ原因はちょっとわかりませんが、私の推測では、受付は春でしょう。いわゆる申請をされてから決定がいつごろになるのですか。

○（建設）建築住宅課長

今年度につきましては、5 月 10 日に抽選をしまして、その後、当選結果を発送しておりますので、5 月中旬には当選者に決定通知が届いているという状況でございます。

○山口委員

意外と早いなと思いますけれども、大体日照条件等から秋は外壁をやったり屋根をやったりするには非常に不適當ですね。台風が来たり、雨が降ったり天候不順ですから。大体 4 月、5 月、6 月ですよ、一番最適期というのは。夏なんかはスコールはありますけれども、7 月なんかは天気の良い日がありますからね。予算のこともありますが、基本的には 2,000 万円を 3 年やるということでしょう。そういうふうに大体皆さん認識していると思いますよ。そうなってくると、秋の段階で、抽選をかけて、もう当選者を決めて一番いい時期に工事ができるようにすると、意外と私は外壁とか、屋根とか、そういうふうないわゆる中小零細業者に仕事が回っていく可能性もあると違うかなというふうに思うのだけれども、違いますか。分析としては、そういうことではないのですか。

○（建設）建築住宅課長

5月10日に当選が決定した方々、確かに今回こういうふうには17件取りやめはしているのですが、その方々の理由というのは、工事着手を待てなかったとか、そういうことではなくて、どちらかという申請者の要件を満たしていなかったですとか、予算よりちょっと多くなってしまっていてできなくなってしまったとかということなので、この5月10日、最初の当選者については、時期的には問題はないのかと。問題は、補欠者が8月に決まる繰上当選、そちらのほうが我々としては問題ではないかというふうに考えております。

○山口委員

その辺のところをどうするかですね。現行では辞退者が、秋に申し込むんですね。春前の段階で辞退者が出て、もう補欠の人が代理になれば一番いいのでしょうけれども、そういうふうにするのですかね。

わかりました。

◎市民との協働について

今回、緑の景観ということで、代表質問から予算特別委員会でしつこくやらせていただいているのですが、基本的に印象としては、これは来年も全く同じだろうなど。結局、私の質問の成果はなかなか出ないのではないかなど、こういう印象を持ちました。本当にそれでいいのかなというのが私の印象です。だから、あまりお金をかけなくてもやれることはやりたい、そうだとということではないのですか。

基本的に、私、議員になってわかったのですが、上位計画をきちんとその中に位置づけて、それで下位計画をつくって、それを実施していこうという段取りになっているのですね。今回の緑の景観のことも、小樽市緑の基本計画が平成16年に立てられて、これをどういうふうにやっていくのかというものが基本的にないですね。精神、憲法みたいなものですから、これ。私も全部詳しく読んだわけではないのですが、緑の基本計画では重点的に整備する地域が書かれているのです。

それで、これもいわゆる駅前からずうっと一番市の中心部が設定されているわけ。私が奇異に思ったのは、景観計画で歴史景観区域という、いわゆる重点的な地域を決めているわけですね。小樽市が最も重要で、そこをある意味ではいろいろな規制をかけて、いわゆる誘導施策もとってやっているわけですね。建物についてやっているわけ。しかしながら、緑の景観形成については、ある意味では、そこと整合性が欠けているわけです。リンクしていないのです。なぜかなということですね。そこについては、どういう考え方でこういう重点地域を決められたのか、なぜ景観計画と配慮がなされなかったのかということについて、だれか答弁できる人がいれば答弁をいただきたいです。

○（建設）都市計画課長

小樽市緑の基本計画につきましては、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、総合的な都市緑化を計画的かつ効率的に進めるための指針として、平成16年3月に策定されたところでございます。委員がおっしゃっているように、小樽市景観計画の区域につきましては、確かに記載等はございませんが、緑の基本計画においては、景観機能から見た配置方針を示しているところでございます。そのため、その小樽市歴史景観区域の緑の景観の方針につきましては、小樽市緑の基本計画は今後改定することも考えてございますので、その改定におきまして、今後、検討していきたいというふうに考えてございます。

○山口委員

基本的には、次の計画のときに、ある程度整合性を図るということで直していこうというような答弁として理解をしていいのですよね。わかりました。

それが当然だと私は思いますが、何度も言いますが、日本を代表すると言ってはちょっとおこがましいかもしれませんが、少なくとも北海道を代表する観光都市になっていますよね。大勢の観光客もいらっしゃって、それで経済も産業も5パーセントぐらい支えているわけです。いわゆる虎の子なのです。そういうまちの姿だと

いうことを、ある意味では上位計画でも位置づけをしたわけですね。いろいろな計画、中心市街地活性化基本計画もそうですけれども、観光基本計画もつくりまして、ある意味ではそういうまちの姿を位置づけをされたのですよね。

そういう中で、お客さんをお迎えするのに重要な建物とか、街路とか、そういうものをそれにふさわしい整備をしていこうという方針にならないといけないわけですね。そういう意味で、緑の景観について、わりかしおろそかにされてきたということの指摘を今回はさせていただきました。公園にしても、重要眺望地点というふうに位置づけしたにもかかわらず、管理が全くなされていない状態にあるよと。それから、街路についても、例えば街路樹の剪定についても、本当にそう思っておやりになってきたのかと。もしそうでなかったら、それは今後、それを直していくということが必要ではないか。そういうことも含めてきちんと計画をおつくりになったらいいかという意味で、まず、今、緑の基本計画の中でも重要な重点地域についても、そごがあるのではないかなと私は申し上げているのですよ。

例えば公園について、たぶん来年度も同じように公園についての予算が増額はされないでしょう。あれだけ言ってもたぶん、財政当局もおりませんけれども、1割プラスしましょうとかという話になるから、今の財政状況では難しいと思います、絶対言われるに決まっていますよ。そうなったときに、公園は草ぼうぼうになっています。直営で工夫して刈れますか。ヒコバエも業者に頼んで全部切ってもらえますか。例えば、桜の老木がありますよね。穴ぼこがいっぱいです。土壌改良をやったって、あんなものためです。そういうものは、例えば一定の充填剤を入れてやるような、本当にあの木が大事であればそうやるのです。きっとそんなお金はありませんよ。最低限の仕事はしなければいけないですよ。草は刈らなければいけないし、ヒコバエは取らなければいけないわけです。

代表質問で申し上げているように、それこそ建設部長から、公園緑地課長から、新入職員から出ていただいて、私も出ましたけれども、それでヒコバエは、相当汗をかいて天気が悪い中とりましたよね。やはりそれでやるしかないのですか。平磯公園もやるのなら、今の時期、雪が降っているうちにやらないと、春先に切るというわけにいきませんよ。結局そういうことになるのですよ。しかし、やらないといけないですよ、これ。あんなままでほうっておけませんよ。小樽公園もそうだし、そこをちょっとやりましたけれども、ホオノキは。私はちょっと見落としでしたが、あそこは桜もありますね。やはりヒコバエがあるのです。ずうっと切ってありません。

だから、結局、話が散らばって申しわけないけれども、これまで市民は一生懸命やっていたの。これは気がついて、それをやらせてくださいと。市民から申出があって、初めてボランティアでやられている。私はもうこういうことがあると思っている。そうではなくて、事業として、市民協働とずっとお題目のようにおっしゃっているわけですから、市が企画して、こうやりましょうというのを待ちきれないだけ。そうではなくて、市がちゃんと事務局を持って、この事業については協働でやるのだということを提案されて呼びかけをするということなのです。そうすると、市民が行ってくれる。

旧国鉄手宮線もこれから整備される。コミュニティガーデンもできる。当然そうになったら、そういうふうなことを含めて、管理の体制も含めて、どうやっていくのか。市民と協働で行うとすると、それは例えば町会も含めて集まってもらい、出向いて行って、お願いをしてやってもらうということも考えられますし、それから一般のボランティアの方に呼びかけをして、ちゃんとチームとしてやっていただけるのか精査をして、それでやると。それについては、市は苗は出しましょう、土は出しましょう、どこまで出すかということです。それは、例えばそういうものについても寄附を求めてもいいと思います。苗を持っている人もいるかもしれない、お金で出す人もいるかもしれませんが、お金がなかったら。だから、市がそういうふうな事業としてまちづくりの、いわゆる市民協働でやる事業について提案をされて、それで市民に協力を求める、そういうシステムです。この緑の基本計画にもそのシステムづくりが重要だと書いてある。書いてあっただけではだめなのです、やらないと。

だから、結構それはおもしろいと思います。素人でできるのだもの、ヒコバエ切るのだって私たちは簡単にでき

ました。あのぼんぼんをしゅっしゅっと切れるし。一般的なホームセンターで売っているはさみでばしっと切れる。やるのが結構おもしろいのです。だから、呼びかけたらやる人がいるのですよ。これは市で直営でやらんでもいいと。これは協働事業でやりましょうと。登録してもらっておいて、その人に電話して、市も出てやりすけれども、手伝っていただけませんかやればいいではないですか。どうですか、部長、そういうシステムづくり、ぜひやりましょう。

一番大事なのは、街路樹は私は植え替えたい。でも、いいお返事をもらえませんでしたね。副市長は補助金を使ってやっているのではないのかと、そんなことを心配していますからね。そんなの関係ないことだよ、補助金を返せなんて絶対言われなと思いますよ。本当はしたいのですけれども、それはなかなか難しいようですから、許可をいただけないのにやったら犯罪になりますからね、私の場合は。それはやりませんが、少なくとも街路樹の升ですよ。例えば緑山手線、それからいわゆる色内大通り、これは重要な幹線ですよ。そこについて例えば花を植えましょうと。全然違うのだよ。連休、花は植えられている。何でもいいのですよ。例えば、ハーブでもいいと思いますよ、多年草で。ただ、ちょっとハーブもいろいろ種類がありますけれどもね。だから、それはどういうものを植えたらいいか、この通りは何を植えましょうということで選定しなければいけません。それを決めた上で、要するにこういうことをしたいのですけれどもということで呼びかけをして、毎年それができるようにしていけば、そんなお金はかからないのではないですか。そういうことをやっていくということです。

そうすると、まさに愛着が湧くでしょう、一生懸命そうやってやるわけですので。そうしたら、お迎えする心になると思います。そういう行政だけで何でもやらなければいけない、また、市民の方も何でも行政に物を頼むというような、要するにそういう意識も変わってくるのではないですか。そうしないと苦情ばかり来ますよ。だから、そういうふうなシステム。お金のないときには、もうそれでするしかないし、それを市民との協働をどうシステム化していくのか、市の事業として位置づけていくのかということ、もうそろそろ制度化する必要があるのではないかなと。

それを手始めに、まず、あの通りとあの通りだけ、街路樹の升に花を植えてもらう事業をしましょうと。それには、花と苗代ですよ。それと、土は多少やはり入れ替えなければいけないかもしれません。そういうものを含めて、それは用意しましょうと。軍手とかシャベルとかそういうものは持参してください、作業だけやってくださいと。やれないことはないですよ。参加者はくると思うよ、私。なにせ我々団塊の世代は、もうリタイアしておりますからね。高齢者人口が35パーセントにもなっていれば、これはその人方の働きどころだと思うのです。杜のひろばに集まっている人なんかも、市民でいろいろやられていますけれども、やはり最後、社会貢献して、それこそ別な世界に行こうということでしょうから、いずれ行くのですからね。

だから、やはりそういう仕掛けですよ。そういうのをぜひやっていただきたいと思いますけれども、ぜひいいお答えを部長からいただけたら、非常にいいかなと思います。

○建設部長

市民との協働のお話でございますけれども、私も港湾室にいたときに、クルーズ客船歓迎クラブというものを立ち上げて、結構、数百人の市民の方から応募いただきまして、あれはいろいろ特典があるという部分があって、ただ、運営も補助金を出している団体でやってもらっているということで、わりとそういったことで余裕があるという状況の中で、うまくというか、中身はなかなか大変なのですけれども、そういった形も一つ例として私はよく知っていますので、何となくイメージはできるのです。

それで、緑についても、愛護会を含めていろいろな方にやっていただいていると。老壮大学の方もそうなのですが、そういった例もたくさんあるのですが、やればやるほどやはり経費もかさむというところが私たちの悩みでもあるのです。そういったことも考えながら、実は公園緑地課とも話しているのですけれども、ぜひ平磯公園を1回そういった形で何かできないかということで、委員に相談に行こうかと思っていたところでございますので、

そういうようなことで、まず一遍に何から何までというのはできないので、実績を積み上げて、その中で予算要求もできるのかと思っていますので、ぜひ一緒に、私は来たばかりなのですけれども、教えていただいてやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◎奥沢水源地について

1 月に議員会に奥沢の水源地の整備の進捗度ぐあい、整備というか計画の進捗ぐあいについて御説明をいただくのですけれども、今回も若干説明いただいたのですが、検討委員会でいろいろな議論をされていると思うのです。総括も私も委員の方からもお話は聞いているのですけれども、方向性として、あまり我々の考え方と違うということではないとは伺っておりますが、もう少し詳しく議論経過をお話いただければと思います。

○（水道）整備推進課長

奥沢水源地の保存活用検討委員会の 2 回目を 11 月 7 日に開催しております。その中で、委員の皆さんからいろいろな御意見をいただいています。方向性としては、新たな課題として提示させていただいた市民の憩いの場の方向になるのかというふうには感じております。ただ、奥沢水源地という歴史性もございます。また、周辺の環境、広葉落葉樹などの自然が豊かだという、そういう周辺環境を生かした中で、どのような公園的な施設になっていくのかというのが、方向性として具体化していくのかというふうには感じております。

御紹介した意見のほかには、委員の皆さんからは、将来をイメージしながら具体的に近づけていける構想にしたいというお話もいただいておりますし、ただの公園ではなくて、あえて水、水道施設にこだわったほうがいいのか、子供が集まったときに、それから市民を呼びやすくなる工夫が必要だというような御意見も出ております。

○山口委員

僕も見ることばかりやったものですから、そっちのほうばかり答えていただいたのですが基本的には歴史的施設ですよね。取水塔にしても、堤体そのものもそうだと思うのですけれども、そういうものというのはいわゆる北海道の選奨土木遺産に認定されているわけですから、そういうものを後世に伝えていくという使命もあると思うのですよ。浄水場もそれは当然ですけれども。そういう意味での生かし方というか、当然それは残されるわけですけれども、それをどういうふうに伝えていくというか、あそこの公園の特徴というのはそういうものですよね。要するに、道内で最も、あれは最古の水道施設ですから、そういうものをやはり認知してもらわないといけないわけですから。そういうことについての議論は、どういうふうにしたらいいのかというような議論はありますか。

○（水道）整備推進課長

奥沢ダムはアースダムということで道内最古のダム、水道専用ダムということでございますけれども、まず、歴史的な施設、取水塔ですとか、そういう施設を生かすように、検討委員会の中で出ているのは、そういう施設を生かして、水がつくられていく過程を現地で学べる場とか、そういうようなことに利用できないかというような御意見も出ています。

○山口委員

今、堤体は切れていますけれども、例えば写真の資料とか、建設当時の資料などもたぶんあると思うのですが、そういうものの紹介みたいなものはどこか例えば展示をしたり、そういうふうなものがわかる、どういふのですかね、どういう施設と言っているのか、そういうことがどこかで展示できるとか、そういう施設みたいなものを考えていらっしゃるのですか。水道施設なわけなの、それは。

○（水道）整備推進課長

奥沢水源地がつくられた当時の工事の記録写真が多数残されているのです。その写真を、どういう形になるかわかりませんが、今後の検討になりますけれども、委員が言われるように、何らかの方法で展示をしていきたいということは考えてございます。

○山口委員

どっちみち 1 月、年が明けてから、また時間もいただけますので、そのときにまた話をさせていただけるときにお聞きしたいと思いますので、今日はこれで終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎市民との協働について

山口委員の質疑を聞いていまして、私の一般質問を少し思い出して、ふるさまちづくり協働事業について質問させていただいたのですけれども、私も山口委員と同様の考えで、やはり小樽市の課題について、市民と共有して、市民の方がボランティアで取り組めるようなシステムづくりは、今後、財政難の中で大変重要になってくると思っております。まちづくり協働事業の中で市民提案型とともに、行政からこういった課題があるので、それについて協働で実施していただけないかという、そういったスキームづくり、システムづくりが重要だと思ひまして、一般質問させていただきましたが、改めて山口委員からもそういったお話がありましたので、そのシステムと一緒になるかどうか分かりませんが、ぜひ前向きにその行政提案型の事業をまちづくり事業に盛り込んで、市民とともに事業を進めていくような方法を、検討という中で何年先になるかわからないということではなく、早めに形づくっていただきたいと思いますが、まちづくり推進課長から一言いただきたいと思います。

○（建設）まちづくり推進課長

今回、一般質問で、旭川市の例を含めまして、そういったことができないかということで御質問がございました。その答弁といたしましては、いろいろな手法があるので、それを参考として充実を図っていききたいということで答弁したわけですが、旭川市の例をお聞きますと、市もその解決に困っているという案件があつて、それをテーマにいろいろなソフトの提案をしてもらうということなのですが、若干先ほど山口委員から言われたものとは違うかとは思っています。それは、先ほどの案件は、もう明らかに手法がわかっているのです。草刈りとか、枝切りとか。旭川市の案件は、もっと市は本当に困っていて、それをどうするかということで、市も交えて提案を受けるということで、先ほどの案件とはちょっと違うかと。

ただ、安斎委員が言われたものについては、いろいろなものも含めて調査して、より充実を図っていききたいというふうには考えています。

○安斎委員

財政難という中でも、まちづくり協働事業に関してはまちづくり資金基金が2,800万円ほど残っていると。これが全部そのままそのまちづくり協働事業に生かされるというわけではないのでしょうか、少しは財源があるということなので、ぜひともいろいろ他都市の状況を見て、なるべく早めに何かシステムづくりをしていただきたいと思ひまして、この質問は終わります。

◎空き家バンクについて

空き家バンクについてなのですが、本会議の自民党の鈴木議員の質問の中で、市長が空き家バンクについて、市のホームページやパンフレットの配布などを通して、市内外の皆様に空き家バンク制度の周知を図るとともに、良好な登録物件の情報提供に努めてまいりたいと考えておりますというふうに答弁されていましたが、以前、私がここで聞かせていただいた際には、この空き家バンクについては低調だろうと。廃止なども含めて検討していくということで、小紙次長から答弁をいただきましたけれども、それを考えると、鈴木議員との答弁にちょっと温度差があるのかなと思ひているのですけれども、まず、鈴木議員に対する答弁の真偽と、今後、この空き家バンクについての考え方をお聞かせいただきたいと思ひます。

○（建設）まちづくり推進課長

前回の当委員会で答弁した内容というのは、登録物件が少ないと。これまでも非常に努力したのですが、なかなか改善が見られないということで、今後、中・長期的な展望ということでは廃止を含めた検討を行わなければならないということで答弁しています。

今回、代表質問でありました鈴木議員からの質問は、空き家バンクの活用計画、ちょっと言い換えれば活用をどういうように促進させるか、推進するかということについてお考えはということですので、そのことにつきまして、先ほど申しましたように、ホームページとかパンフレットということで、空き家バンクが開設している間はやはり件数を増やして充実させなければいけないということで、そういった認識で答弁させていただいたものです。ですから、短期的には当然今やっていますので、そういった改革もしていく。ただ、中・長期的にはやはり現実を見て、そういった廃止も含めた検討をしているということでもあります。

○安斎委員

短期的には生かしていく、だけれども中・長期的には廃止を考えていくということで、何かちょっと矛盾を感じるのですが、せっかくあるものですから、そういうふうに生かして活用して一つでも空き家を活用していただければとは思っているのですけれども、そもそもこれ空き家バンクを始めた目的というのはまず何だったのかというのを、確認を込めて伺います。

○（建設）まちづくり推進課長

高齢者のまちなか居住とか、子育て世代の郊外への住み替えとか、地域居住とか、そういったものが目的となっております。

○安斎委員

10件の登録があって、今まで9件、契約があったということですが、まだまだその目的にはなかなか達成できていないというのが現状だと思うのですけれども、一体何が課題で、どこを解決していけば、この空き家バンクというものがもっともっと生かしていけるとお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○（建設）まちづくり推進課長

登録物件が少ないというのが課題です。それに対して、昨年は200件近い空き家について、現場に行ったり、それから登記簿をとったりして、何とか登録してもらおうということで勧誘したのですけれども、1件しか結果としては登録していただけませんでした。

結果的には、民間の不動産会社と市の空き家バンクの差というのはないのです。我々は市がやっているということで信頼性というのが一つありますけれども、それ以上に違いというのが明確ではないというのが非常に大きな課題です。他都市をいろいろ調べましたら、その差を明確にするために、例えば助成金をやるとか、そういったこともやっているところがあります。ただ、小樽市も過去にそういうことをやりましたけれども、今、この空き家バンクではそういったことを考えていません。そういった中では、なかなか民間業者との差が明確ではないというところがあります。その辺をどういうふうにしていくかということで、昨年もしいろいろと動いたのですけれども、結果的にはうまくいかなかったというの見いだしていない状況です。

○安斎委員

社団法人北海道宅地建物取引業協会小樽支部会員と協力してやっているということなのですが、民間企業の持っている物件をそのまま小樽市に載せるということではできないのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

それはできます。それもお願いして、当初はそういった協力を得られたのですが、最近では昨年もお願いしたのですけれども、やはり手間がかかって、市に登録した場合、その物件を買いたいとかいう場合、いろいろ手続があるのです。市がつくっている手続があるのですけれども、そういったものが面倒だということで、なかなか協力を得

られないというようなことでございます。

○安斎委員

その手続を簡易的にするというので、その部分は何かクリアできないものなのですか。その辺、面倒な手続なのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

言いかえれば、Aという会社がホームページで出していて、ダイレクトで民間から来ればそれで終わるのですが、Aという会社が市役所を経由して出していると、市を経由してそのAというところに行かなければいけないと。ワンクッション出してしまうのですね。そこがやはり面倒だということなのです。

○安斎委員

要するにせっかく空き家バンクがあるので、それを有効に活用していただくなりして居住促進を進めていただきたいなと思っているのですけれども、1点、この市長答弁の中で気になったのが、最後の良好な登録物件の情報提供に努めてまいりたいと考えているということなのでも、1件しかないのに良好な情報を提供というのはという嫌みを言いたかったのですけれども、これは置いておいて、できればこれから登録がどんどん増えていけば、若者居住という視点で、小樽は登録物件をやっていますというのではなく、今、札幌市とか、いろいろな他都市ではシェアハウスとか、いろいろそういった活用が広がっていますので、若者に対して小樽の空き家を使ってもっと小樽に住みやすくなるとか、そういったメリットがある周知方法をやっていただくことが、また一つ違う視点でよろしいのかなと思っていますので、今後、私もいろいろ勉強して提案できればなと思っています。これについては終わります。

◎小樽市住宅リフォーム助成事業について

皆さん住宅リフォームのことについて御質問されていましたので、何点か質問させていただきます。

私としては、今回、初年度だったので、いろいろ手探りの状況の中、担当の方もいろいろ御努力されていたのだらうと思っていますので、これに対してどうだこうだというのは、課題が見つかったということで追及はしませんし、私はよくやっていただいたなと思っていますので、大変評価させていただきます。

ただ、今後についてなのでも、いろいろアンケートをとられたということで、課題があるのですが、今回、この条例制定前に勉強会などに出席させていただいたときに、このリフォームの助成対象について、新谷委員も私もいろいろと提案させてもらったのが、融雪についてのものもリフォームの対象にできないのかという提案をさせていただいたのですけれども、今回1回やった上で、次の第2段階の際には、リフォーム助成の対象について何か広げるなりを考えていらっしゃるのか、それともこれから考えていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

今、お話にありましたそのリフォーム助成の対象の拡大なのですが、現状としては、今の対象でも今年236件という応募があり、その中で130件決定したということでございますので、これを広げるとまた少し応募が増えて、抽選の確率も下がるということもありまして、やはり基本的には住宅リフォームということなので、外構的なところは部分的には外していくという基本的な考え方がございますので、そういったところまで今現在は広げるという考えは持っておりません。

○安斎委員

もう一点あったのは、解体についても、リフォーム助成の対象事業にしていたというのが勉強会であったかと思うのですが、これについても同様の考えだということではよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

解体につきましては、例えば部分的に改修するときには解体工事というのは、これは対象にしていますけれども、ただ建物を壊して終わりというのは、これはちょっとリフォームと言えないものですから、それは対象外というこ

とで考えております。

○安斎委員

できれば対象事業についても、次年度はどうかはわかりませんが、次年度終わった時点でリフォーム助成の対象についてどうかというようなアンケートも盛り込んでいただいたほうが、3 か年で終わってしまうのは大変残念ではあるのですけれども、もしそれでまた好評であれば、3 年目に生かせるのかなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、周知方法についてなのですけれども、アンケートを見ると、広報おたるが圧倒的に多くて、小樽市でやることについては広報おたるで周知するのがベストだろうと思っていますし、先ほどから周知がなかなか低かったのではないかというお声がありましたけれども、私としては、新聞も載っているし、インターネットにも載ったし、広報おたるにも載ったので、十分やっているのだと。ただ、気づかない市民の方がちょっといらっしやったのかなという認識なのです。

ただ、それでも次やるからには、もっと事業に応募してくれる人を増やしていけないといけないなと思っています。そこで一つまた提案なのですけれども、今回、申請して応募したリフォームの方々の中で、何人か、何件かでもいいので、よくテレビでやるビフォー・アフターみたいな形で、当初はこれだったけれどもこういうふうになった、その人はこういうような感想を持っているというようなのをホームページに載せると、ああ、リフォーム助成をやっている、こういうふうになっているとか、フィードバックができるのかなと思っているのですが、まだすぐ応募は始まらないのですけれども、それをホームページなどで紹介することが、また一つ市の PR につながるのかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今の委員の御意見については、我々もそこまでは正直気がついていなかった部分もございますので、そういったことが、協力を得られる方がいるのかということも含めまして、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

（「そのやった業者の宣伝になってしまうぞ、そんなことできないよ」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

やった業者が宣伝になると言われても、業者を載せなければ宣伝にならないのかなと思うのですけれども、それについての御検討、これは後でまた山口委員とお話ししなければ。いつも私のところばかりやじが飛んでくるので、大変やりづらい感はあるのですけれども、若さゆえ、甘く見ていただければと思います。

◎除排雪事業に関するホームページの内容について

最後に、除排雪につきまして、先ほどホームページを見ましたら、除雪などによる被害防止ということで、道と国にリンクを張るようなページが掲載されていたのですけれども、先ほどからいろいろと除雪のこと、御意見があるので、小樽市の中で、除雪などによる被害が今までであったのか、本年度は実際出てきたのかということだけ、まず、お示しいただけますか。

（「事故とかですか」と呼ぶ者あり）

ないならいいです。

リンクを張るだけだと、やはりユーザー側はあまりおもしろくないので、今後、何か小樽市としてもメニューを載せて、一生懸命除雪をやっていますとか、置き雪、こんなのがありますけれども我々はこういう対策をやっていますとか、少しでも情報共有して、市民の方から苦情ではなく、何か優しい、建設的な意見が出るようなホームページづくりをしていただきたいのと、ぜひこういったホームページの内容なり情報共有をもうちょっと進めていってもらいたいと、それが要望です。答弁は要りませんので、今後よろしくお願ひして、これで終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時30分

再開 午後 4 時57分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

新谷委員。

○新谷委員

日本共産党を代表して、議案第16号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案は否決、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については、採択の討論を行います。

地域主権一括法で公営住宅法が改正され、市営住宅の入居基準は地方自治体で決定することができるようになりました。小樽市の入居基準額は、本来階層では国で示している基準額ですが、裁量世帯は国が示す基準額より低くしています。その理由は、基準額を引き上げるとは、入居対象世帯が増えることになり、応募倍率の上昇を招き、本来入居すべき世帯の入居機会を奪うおそれがあるというものです。しかし、住宅を建設又は確保し、低廉な住宅を提供しなければならないのが住宅行政本来のあり方です。その点から、国にも予算確保を要望し、住宅建設を進め、入居者の機会を増やすべきです。

陳情第309号は、住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。願意は妥当です。来年度は本年度余った予算を上乗せして助成額を増やすべきです。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてですが、火災により崩壊している家屋は、この大雪でつぶれないのか、また近隣の住宅に迷惑がかからないのか心配されます。陳情者の願意は速やかな撤去や囲いなどの対策ですが、願意は妥当です。空き家対策について、小樽市は現在、その対策を検討中です。これも願意は妥当です。

詳しくは本会議で述べますが、皆さんの賛同をお願いして答弁とします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査とすることに決定いたします。

次に、議案第16号及び陳情第312号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、議案は可決と、陳情は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。